

鑛業法施行規則

大字何 官地又ハ民地 地目

何府縣國何郡市何町村

大字何 官地又ハ民地 地目

面積何坪

注意 一 圖面用紙ハ礬水引美濃紙ヲ用

フヘシ

二 基點ハ特稱アル橋梁、家、辻、

川段、標石、其ノ他近傍ニ在

ル顯著ナル不動物二箇以上ヲ

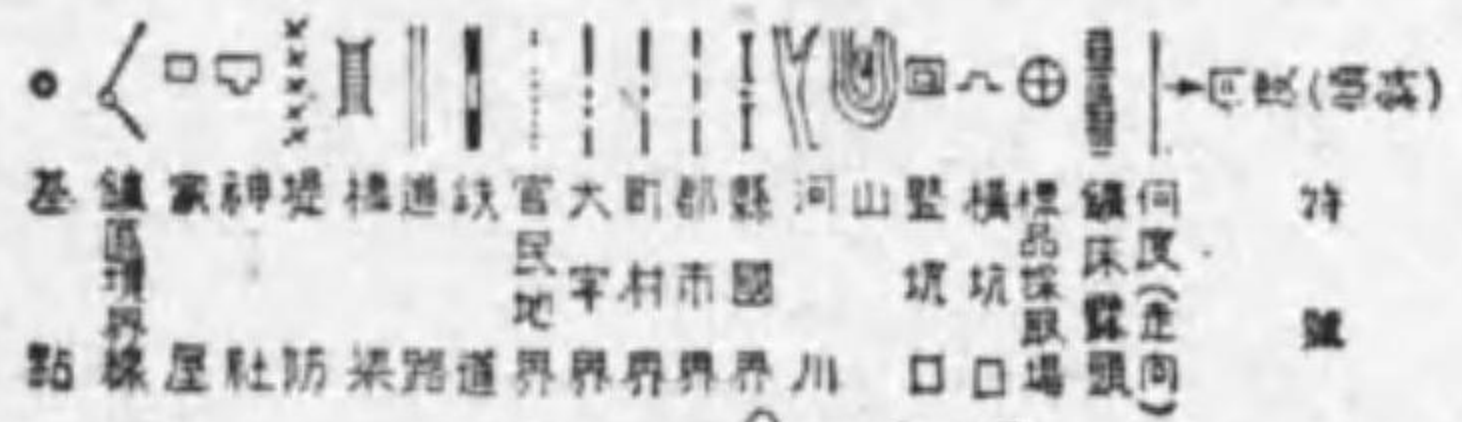
成レヘク反對ノ位置ニ選定ス

ヘシ

三 基點及測點附近ノ地形及地物

ハ成レヘク詳細ニ之ヲ記入シ

若シ記入シ難キトキハ欄外ニ



於テ地形又地物ニ關スル説明ヲ附記スヘシ

四 鉛筆及「インキ」ヲ使用スヘカラス

五 縮尺ハ三千分の一又ハ六千分の一ニ調製スヘシ但シ鑛山監督局長ノ公告シタル地域

ニ在リテハ二千五百分の一又ハ五千分の一ニ調製スヘシ

様式第十五號甲

何縣(何郡)採掘登錄第何號(又ハ特許第何號)

何府縣國何郡何村何嶺山

住所

採掘權者 氏 名 印

住所

測量者 氏 名 印

注意 一 坑道ノ上下段ハ色分ヲ以テ區別スヘシ

二 軌道ヲ敷設シタル坑道又ハ機械等設置ノ場所ニシテ本圖ノ尺度ニテ圖上ニ顯シ難キ

鑛業法施行細則

鑛業法施行規則

- モノハ適宜ノ尺度ヲ用フヘシ
- 三 圖面縮尺ハ千二百分
ノ一二調製スヘシ
- 四 木造堰ハ黄色ニ煉瓦
堰ハ赤色ニ色分ヲナ
スヘシ

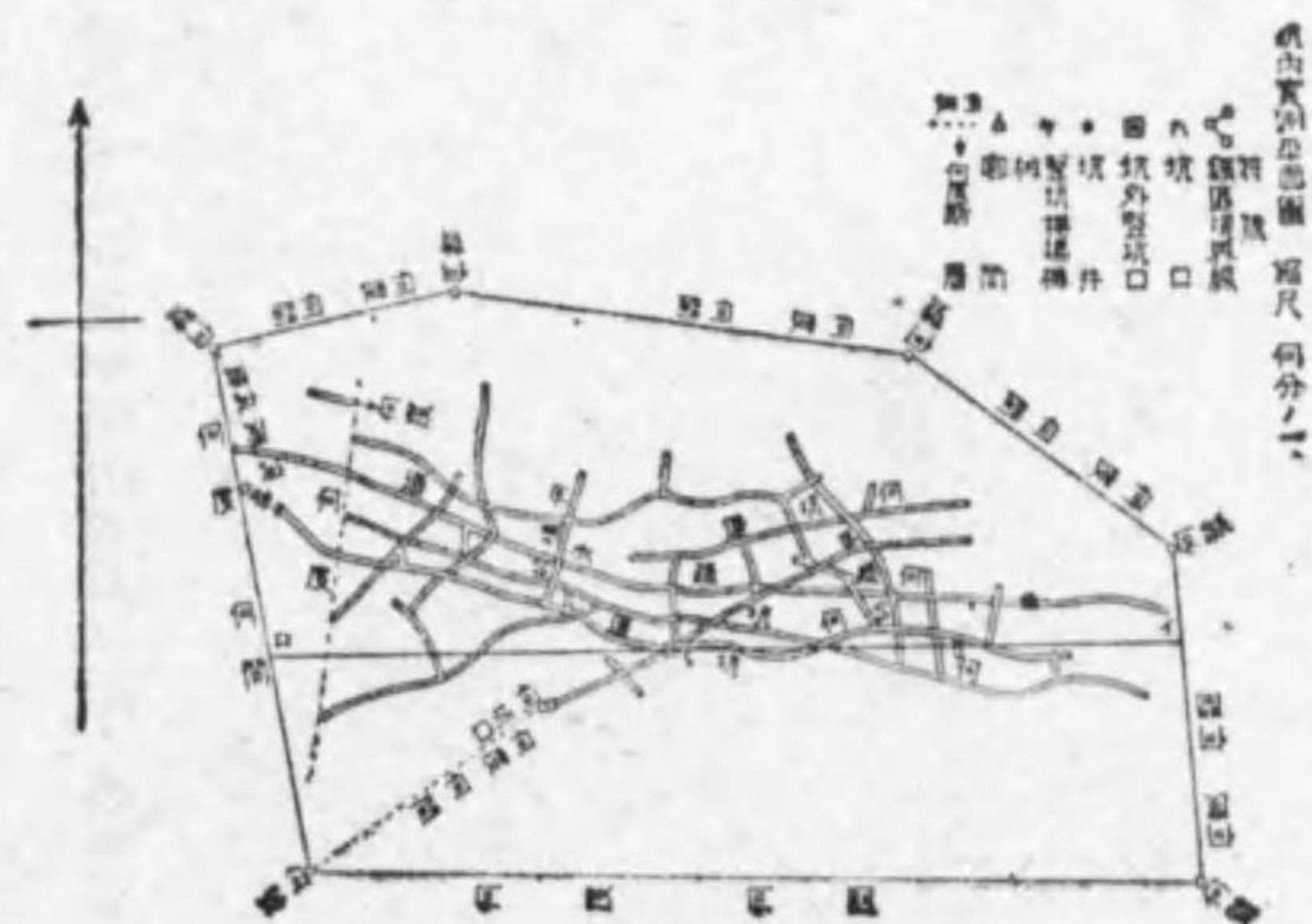
様式第十五號乙

何縣(何郡)採掘權登錄第何號
(又ハ特許第何號)

何府縣何國何郡何村何鑛山

住所

採掘權者 氏 名 印



住所

測量者 氏 名 印

注意 一 坑道ノ上下段ハ

色分ヲ以テ區畫

スヘシ

二 軌道ヲ敷設シタ

ル坑道又ハ機械

等ニシテ本圖ノ

尺度ニテ圖上ニ

顯シ難キモノハ

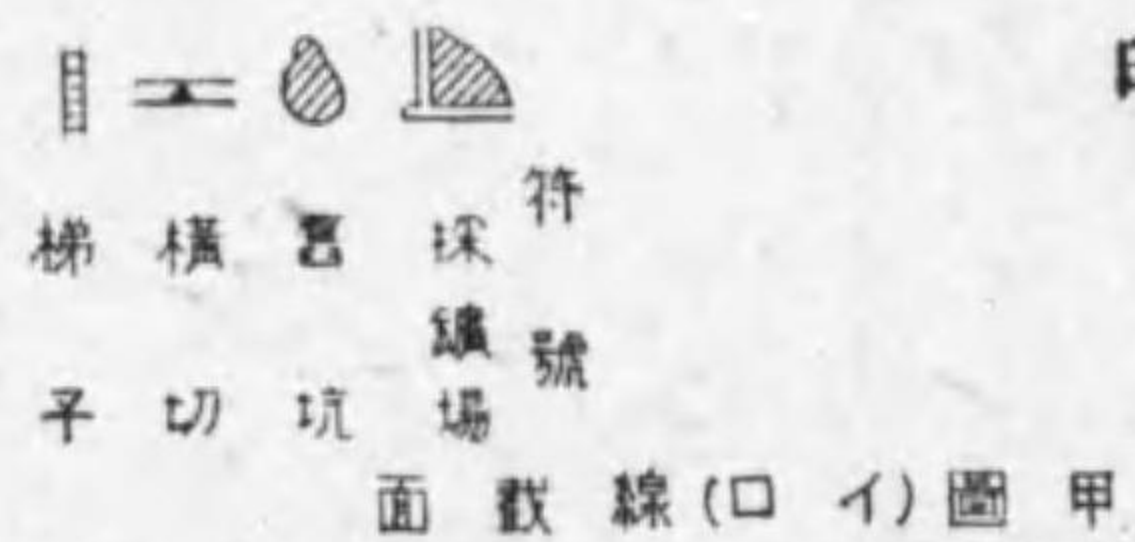
適宜ノ尺度ヲ用

フヘシ

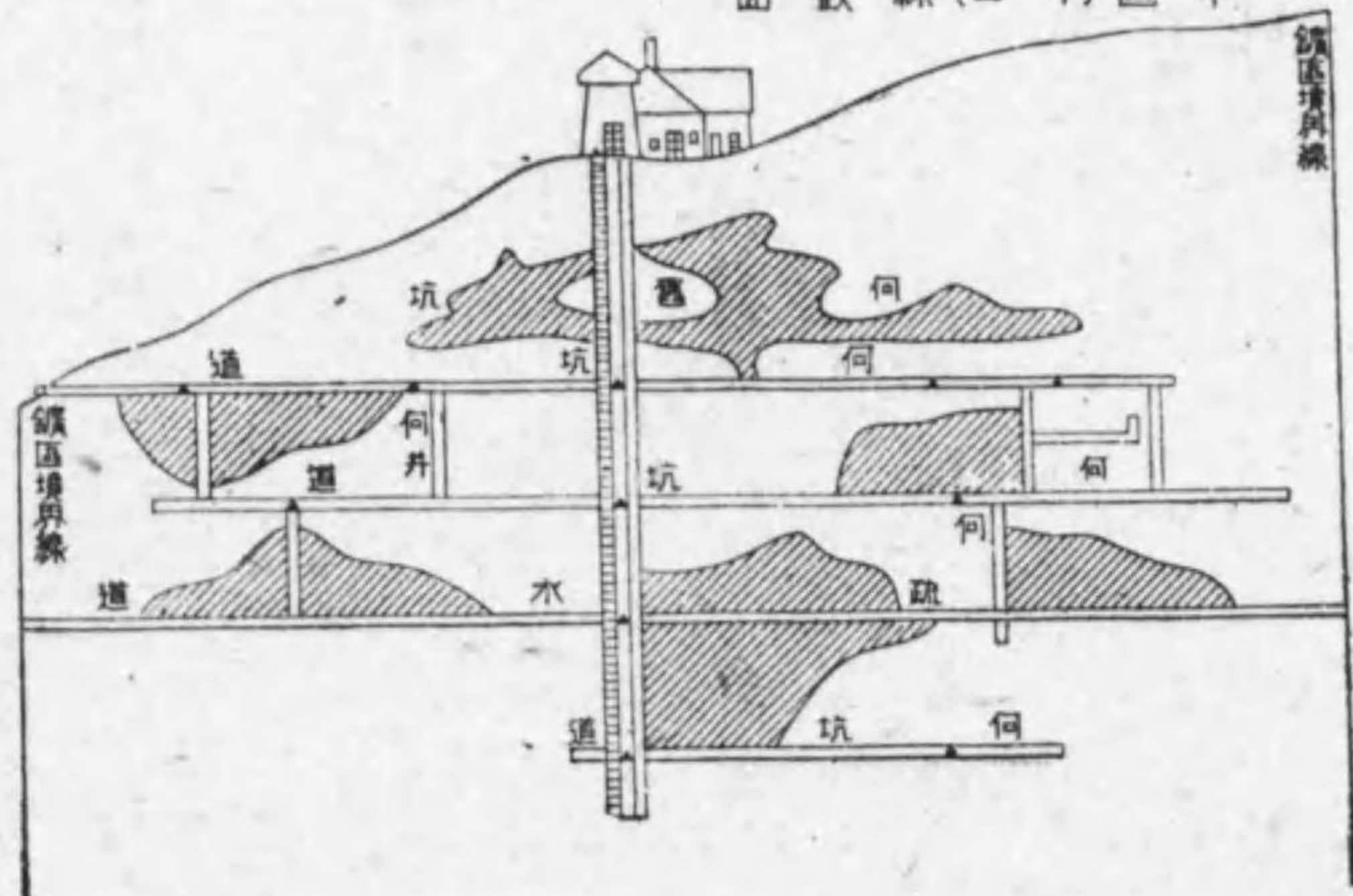
三 圖面縮尺ハ千二

百分ノ一二調製

鑛業法施行細則



坑内實測截面圖 縮尺 何分ノ一



鑛業法施行規則

スヘシ

四 木造堰ハ黄色ニ煉瓦堰ハ赤色ニ色分ヲナスヘシ

様式第十六號 (石炭鑛ノ分)

何縣(何郡)採掘權登錄第何號(又ハ特許第何號)
何府縣何國何郡何村何炭鑛

住所

採掘權者 氏 名 印

住所

測量者 氏 名 印

- 注意
- 一 平面圖ニハ坑道ヲ著色シテ各炭層ヲ區別スヘシ
 - 二 採炭セシ部分ハ坑道ト同色ノ平行線ヲ以テ顯スヘシ
 - 三 炭層中ニハサミ物アラハ柱狀圖ニ之ヲ顯スヘシ
 - 四 圖面縮尺ハ千二百分ノ一ニ調製スヘシ

- 五 木造堰ハ黄色ニ煉瓦堰ハ赤色ニ色分ヲナスヘシ
- 六 捲揚機械、唧筒、煽風器及軌道其ノ他特殊ノモノヲ設置セル場合ニハ適宜ノ符號ヲ用ヒテ之ヲ明示スヘシ

様式第十七號

何縣(何郡)採掘權登錄第何號(又ハ特許第何號)
何府縣何國何郡何村何石油鑛

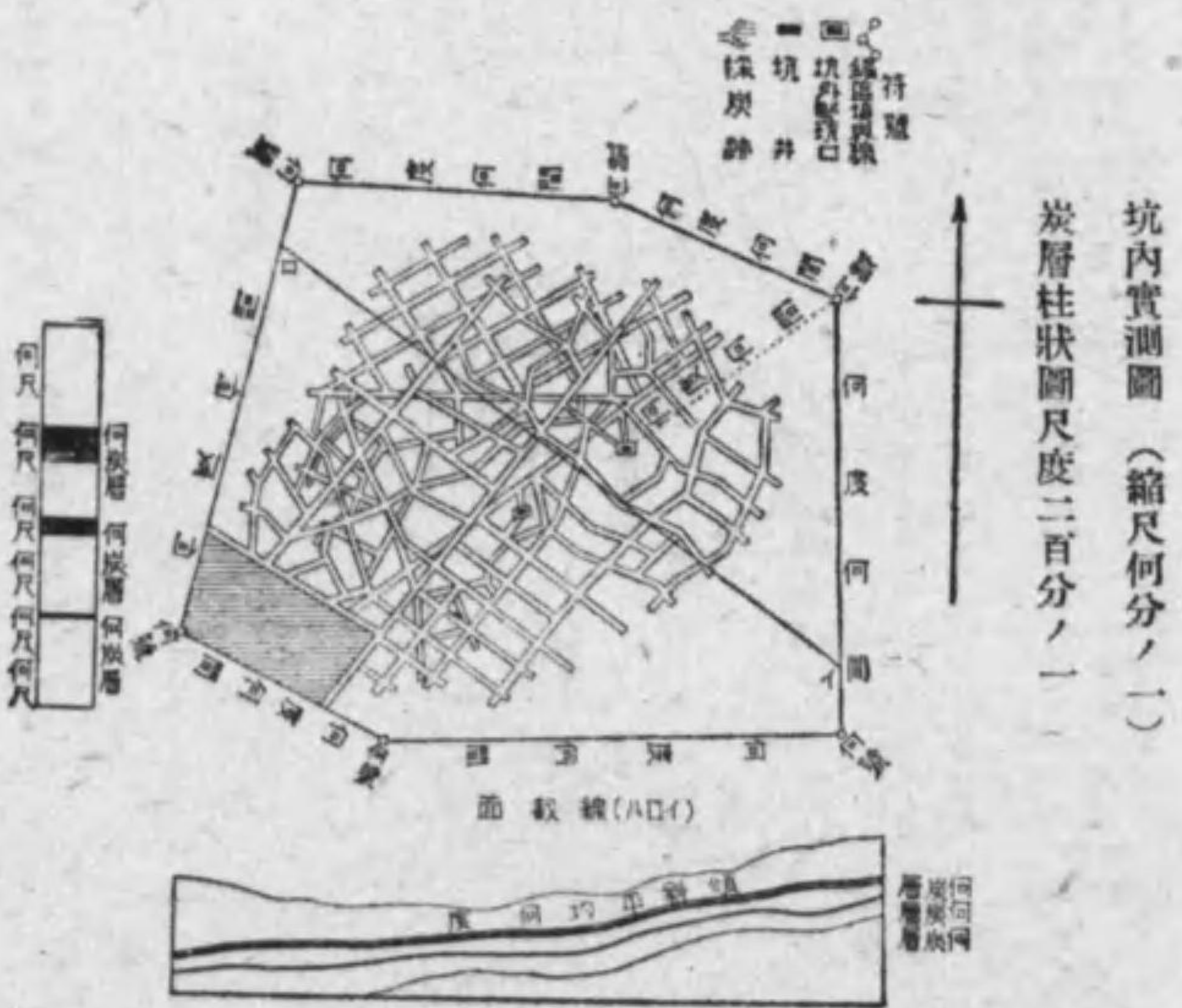
住所

採掘權者 氏名印

住所

測量者 氏名印

鑛業法施行細則



事	記
---	---

備考

- 一 本表ハ石油(可燃質天然瓦斯ヲ含ム)ニ關シ適用スルモノトス
- 二 比重ノ欄ニハ「ボーム」比重計ニ依ル比重ヲ記載スヘシ
- 三 數量ノ單位ハ油ハ「噸」ピツナ「ハ」庭、可燃質瓦斯ハ立方メートル
- 四 精製ノ部種別ノ欄ニハ揮發油、燈油、輕油、重油、機械油「ピツナ」等製品ノ普通名稱ニ依リ區別シテ記載スヘシ
- 五 自己所屬ノ他鑛山ニ輸送シ合併シテ精製ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ヲ精製元高ノ欄ニ記載シ合併シテ精製シタル鑛山ニ在リテハ該當欄ニ夫々區別シテ記載シ且輸送先及產出鑛山ヲ明ニスヘシ
- 六 原油ヲ買入レ自己掘採ニ係ル原油ト合併シテ精製シタル時ハ該當欄ニ夫々區別シテ記載シ尙其產出鑛山名又ハ登録番號、所在府縣郡名、數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スヘシ
- 七 販賣價額ハ鑛山渡し値段ニ依リ記載スヘシ
- 八 精製品殘高ノ價額ヲ年末現在ノ市價ニ依リ各品別ニ記事欄ニ記載スヘシ

- 九 原油ヲ販賣シタルトキハ其ノ賣先、數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スヘシ
- 十 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スヘシ

様式第十八號乙ノ一 (一通)

昭和 年 鑛業明細表

鑛種	位置	何府縣何郡何町村	鑛業權者又住	所	何	某印												
	名稱	何 鑛 山	鑛業代理人	住 所	何	某印												
鑛夫員數、延工數、平均一工ノ勞働時間及賃金																		
區 別	種 別	員 數	延工數	平均一工ノ勞働時間	賃 金													
					總額	平均												
坑 內	採鑛夫	支柱夫	手子夫	運搬夫	機械夫	工作夫												
							男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		未滿十歲	十歲以上	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

號

職員數及其ノ他ノ從業者員數

事記	日行	坑外計	坑内計	職別		事務ニ從事スルモノ		技術ニ從事スルモノ		合員計		其ノ他ノ從業者	
				陸軍	海軍	計	男	女	計	男	女		計
	數業												
	採												
	炭												
	選												
	炭												

兵役關係者員數

備考

一 本表ハ石炭及亞炭ニ關シ適用スルモノトス

- 二 鑛夫、職員及其ノ他ノ從業者員數ハ六月三十日現在ニ依リ記載スヘシ但シ休業中ノ鑛山又ハ七月一日以後事業ヲ開始シタル鑛山ニ於テハ休業ノ際又ハ十二月三十一日現在ニ依リ記載シ其ノ旨記事欄ニ記載スヘシ
- 三 二種以上ノ業務ニ從事スル者ニ付テハ其ノ主ナル一方ニ記載スヘシ
- 四 本表ノ種別ニ該當セサル特殊ノ業務ニ從事スル者アルトキハ其ノ名稱ニ依リ記載スルトヲ得
- 五 其ノ他ノ從業者トハ給仕、小使、門衛、掃除夫等鑛夫以外ノ勞務者ヲ謂フ
- 六 兵役關係者トハ歸休兵役、豫備兵役、後備兵役及補充兵役ニ在ル者ヲ謂フ
- 七 賃金中ニハ手當、賞與、歩増等ニシテ實質上賃金ノ性質ヲ有スルモノノ全部ヲ包含セムヘシ
- 八 賃金ノ一工當平均トハ延工數ヲ以テ賃金總額ヲ除シタルモノヲ謂フ
- 九 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スヘシ

様式第十八號乙ノ三 (二通)

鑛業法施行細則

鑛業法 施行細則

備考

- 一 本表ハ石油(可燃質天然瓦斯ヲ含ム)ニ關シ適用スルモノトス
- 二 鑛夫、職員及其ノ他ノ從業者員數ハ六月三十日現在ニ依リ記載スヘシ但シ休業中ノ鑛山又ハ七月一日以後事業ヲ開始シタル鑛山ニ於テハ休業ノ際又ハ十二月三十一日現在ニ依リ記載シ其ノ旨記事欄ニ記載スヘシ
- 三 二種以上ノ業務ニ従事スル者ニ付テハ其ノ主ナル一方ニ記載スヘシ
- 四 本表ノ種別ニ該當セサル特殊ノ業務ニ従事スル者アルトキハ其ノ名稱ニ依リ記載スルコトヲ得
- 五 其ノ他ノ從業者トハ給仕、小使、門衛、掃除夫等鑛夫以外ノ勞務者ヲ謂フ
- 六 兵役關係者トハ歸休兵役、豫備兵役、後備兵役及補充兵役ニ在ル者ヲ謂フ
- 七 賃金中ニハ手當、賞與、歩増等ニシテ實質上賃金ノ性質ヲ有スルモノノ全部ヲ包含セシムヘシ
- 八 賃金ノ一工當平均トハ延工數ヲ以テ賃金總額ヲ除シタルモノヲ謂フ
- 九 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スヘシ

様式第十八號丙 (二通)

昭和 年 鑛業明細表

鑛種	位置 名稱	何府縣何郡何町村	何	方式簡	數	實馬力	設置場所	使用目的	鑛業權者又住所																																																																																	
									ハ代表者	住所																																																																																
原動機	蒸氣往復動機	汽往復動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																																																																																
											石炭形動機	石炭形動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																																																																						
																					西洋形動機	西洋形動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																																																												
																															水車形動機	水車形動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																																																		
																																									日本形動機	日本形動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																																								
																																																			電氣形動機	電氣形動機	何	何	何	何	何	何	何	某印																														
																																																													其他	其他	何	何	何	何	何	何	何	某印																				
																																																																							電	電	何	何	何	何	何	何	何	某印										
																																																																																	汽	汽	何	何	何	何	何	何	何	某印
罐	罐	何	何	何	何	何	何	何	某印																																																																																	

備考

- 一 電氣機械ニ付テハ實馬力ノ欄ニ「キロワット」又ハ「キロヴォルト、アンペア」數ヲ記載スヘシ

鑛業法施行細則

鑛業法施行細則

三 操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

(イ) 捨石及鑛滓堆積場ノ位置

(ロ) 捨石、鑛滓、坑水、廢水等ノ處置ニ關シ特別ノ設備ヲ要スルモノニ在リテハ

其ノ設備ニ關スル事項

(ハ) 地表又ハ坑内ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設又ハ

制限ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

様式第十九號乙

鑛業施業案

鑛業權者(又ハ鑛業代理人)何

某印

登録(又ハ特許)番號……………

鑛區ノ所在地……………

鑛山ノ名稱……………

鑛種名、石炭(又ハ亞炭)……………

一 採炭ニ關スル事項

(イ) 主要ナル炭層ノ位置、名稱、走向、傾斜及厚サ

(ロ) 採掘ノ方法

(ハ) 一箇年間ニ於ケル豫定出炭高

二 操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

(イ) 坑内ノ通氣ニ關スル方法又ハ設備

(ロ) 地表又ハ坑内ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設又ハ

制限ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

様式第十九號丙

鑛業施業案

鑛業權者(又ハ鑛業代理人)何

某印

登録又ハ(特許)番號……………

鑛區ノ所在地……………

鑛山ノ名稱……………

鑛種名、石油……………

鑛業法施行細則

鑛業法施行細則

一 採油ニ關スル事項

(イ) 鑿井方法

(ロ) 原油ノ處分方法

二 操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

(イ) 汲油又ハ製油ノ爲發生スル汚水又ハ廢物ノ處理方法

(ロ) 前號ノ外危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設ニ關スル事項

備考

一 甲ハ金銀銅其ノ他一般ノ鑛物ニ關シ、乙ハ石炭又ハ亞炭ニ關シ丙ハ石油ニ關シ適用スルモノトス

モノトス

二 商工大臣又ハ鑛山監督局長ノ發シタル豫防命令ニ基キ施行スヘキ事項ハ施業案ニ記載スルコトヲ要セス

様式第二十號 (用紙ハ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

表面

第 號	官 氏 名
鑛業法ニ基テ臨檢査證	
商工省又ハ鑛山監督局印	
年 月 日交付	
	商 工 省
	(鑛山監督局)

裏面

鑛業法摘要

第十二條ノ二 主務大臣及鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢査業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムヘシ

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條ノ二ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミ妨ケ又ハ忌避シタル者

鑛業法施行細則

砂 鑛 法

(明治四十二年三月二十五日法律第十三號)
改正 大正五年三月十八日法律第三十一號
昭和十五年四月六日法律第百三號

第一條 本法ニ於テ砂鑛ト稱スルハ砂金、砂鐵、砂錫其ノ他沖積鑛床ヲ爲シタル金屬鑛ヲ謂フ

金鑛ノ廢鑛又ハ鑛滓ニシテ主務大臣ニ於テ其ノ存在狀態砂金ト類似スト認メタルモノハ之ヲ砂金ト看做ス

第二條 本法ニ於テ砂鑛業ト稱スルハ砂鑛ノ採取及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

第三條 本法ニ於テ砂鑛區ト稱スルハ砂鑛權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ

第四條 砂鑛權者ハ砂鑛區内ニ於ケル各種ノ砂鑛ヲ採取スル權利ヲ有ス但シ第六條ノ砂金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 砂鑛區鑛區ト重複スル場合ニ於テハ砂鑛權者及鑛業權者ハ其ノ採取及採掘又ハ試

掘ニ付五ニ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ砂鑛權者又ハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六條 金鑛ヲ目的トスル鑛業權者ハ其ノ採掘鑛區内ニ存スル砂金ヲ採取スル權利ヲ有ス但シ其ノ鑛區内ニ既ニ存スル砂鑛區ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ鑛業權者ハ砂金ノ採取ニ關シ之ヲ砂鑛權者ト看做ス

第七條 砂鑛權ハ相續、讓渡、抵當權、滯納處分又ハ強制執行ノ目的タル外權利ノ目的タルコトヲ得ス

第八條 砂鑛權ヲ得ムトスル者ハ願書ニ砂鑛區圖ヲ添ヘテ主務大臣ニ出願スヘシ

第九條 砂鑛權ハ出願アリタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ出願地ニ係ル土地所有者、地上權者、永小作權者及土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ニ之ヲ通知スヘシ

第十條 砂鑛出願人ハ名義ノ變更ヲ爲スコトヲ得但シ主務大臣ニ届出ヲ爲スニ非サレハ其

ノ效力ヲ生セス

第十一條 砂鑛權者ハ砂鑛區ノ増減ヲ出願スルコトヲ得

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ砂鑛區ノ減少ヲ出願セムトスルトキハ抵當權者ノ承諾ヲ受クヘシ

第十二條 土地所有者、地上權者、永小作權者又ハ土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ハ其ノ土地ニ於テ砂鑛ヲ採取セムトスル者ニ對シ相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 前條ノ請求權者ハ砂鑛權者ヲシテ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第十四條 砂鑛權者補償金ノ拂渡ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ第十二條ノ請求權者ハ砂鑛ノ採取ヲ拒ムコトヲ得

第十五條 補償金又ハ其ノ擔保ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ砂鑛權者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 前條ノ裁決アリタルトキハ其ノ未タ確定セサルトキト雖砂鑛權者ハ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供託シテ砂鑛ヲ採取スルコトヲ得

第十六條ノ二 砂鑛ノ採取ヲ終リタルトキハ砂鑛權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡スヘシ

土地所有者、地上權者、永小作權者又ハ土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ハ砂鑛權者ヲシテ前項ノ土地ノ原狀ノ回復又ハ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

前三條ノ規定ハ前項ノ擔保ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ三 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ砂鑛權者ヲシテ施業案ヲ定メ認可ヲ受クヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル施業案ヲ變更セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ

鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ命令ヲ受ケタル砂鑛權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ砂鑛ノ採取ヲ爲スコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 鑛業法第三章ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス但シ同法第五十六條ニ依ル土地ノ使用ハ左ノ場合ニ限ル

一 洗 鑛

二 製鍊所ノ建設

三 洗滌用水路及溜池ノ開設

四 砂鑛原料ノ置場

五 其ノ他砂鑛業上必要ナル工作物ノ施設

第十八條 主務大臣及鑛山監督局長ハ砂鑛權者ニ對シ砂鑛業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際砂鑛業ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十九條 權利ヲ有セスシテ砂鑛業ヲ爲シ又ハ詐僞ノ行爲ヲ以テ砂鑛採取ノ許可ヲ受ケタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條ノ三第一項若ハ第三項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項若ハ第四項ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第十條第三項ノ規定ニ違反シタル者

三 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十五條乃至第七十八條ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十九條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 二 第十八條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

三 第十七條ニ於テ準用スル鑛業法第五十三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ障礙物ヲ除却シタル者

第二十三條 鑛業法第五條、第六條、第七條第一項乃至第四項、第十條、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十七條、第三十二條、第三十三條第一項及第二項、第三十五條、第三十八條乃至第四十三條、第四十九條、第七十一條乃至第七十四條、八三、第七十四條ノ八乃至第七十四條ノ十五、第七十六條乃至第七十九條、第八十七條乃至第八十九條、第九十一條乃至第九十三條及第三百三條乃至第三百五條ノ規定ハ砂鑛業ニ關シテ之ヲ準用ス
 鑛業法第七十五條ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル砂鑛業ニ關シテ之ヲ準用ス

附 則

第二十四條 本法ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

砂鑛採取法ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 砂鑛採取法ニ依ル砂鑛採取ノ許可ハ之ヲ砂鑛權ノ登録ト看做ス

第二十六條 本法施行前ニ金鑛ヲ目的トスル鑛業ノ出願ヲ爲シタル者第一條第二項ノ砂金ノミヲ採取セムトスルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ「鑛山監督局長」ニ届出ツヘシ前項ノ届出アリタルトキハ鑛業ノ出願ハ願書發送ノ日時ニ於テ砂鑛權ノ出願ニ代リタルモノト看做ス

第二十七條 本法施行前設定シタル鑛業權ニシテ第一條第二項ノ砂金ノミヲ目的トスルモノニ付テハ命令ノ定ムル期間内ニ其ノ鑛區ニ付砂鑛權設定ノ登録ヲ申請スヘシ其ノ登録アリタルトキハ鑛業權ノ上ニ現ニ存スル權利義務ハ砂鑛權ノ上ニ存續ス
 前項ノ鑛業權ニ關シテハ砂鑛權ノ登録アル迄仍舊鑛業法ヲ適用ス
 第一項ノ鑛業權ニシテ鑛業財團ヲ組成スルモノニ付テハ砂鑛權ノ登録アリタル後ト雖其ノ財團ノ關係ニ於テハ之ヲ鑛業權ト看做ス

第二十八條 本法施行前砂鑛採取法ニ依リ又ハ本法第一條第二項ノ砂金ニ關シ鑛業法ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法

ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十九條 本法施行前砂鑛採取法ニ依リ又ハ本法第一條第二項ノ砂金ニ關シ鑛業法ニ依リテ爲シタル處分ニ對スル訴願、訴訟、判定、裁定又ハ裁決ニ關シテハ各砂鑛採取法又ハ鑛業法ノ規定ニ依ル

附 則

(昭和十五年四月六日法律第百三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ニ爲シタル砂鑛權ハ出願ニ付テハ仍從前ノ第九條ノ規定ヲ適用ス
本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
工業労働者最低年齢法第三條中「工場法施行令又ハ鑛業法」ヲ「工場法施行令、鑛業法又ハ砂鑛法」ニ改ム

砂鑛法施行細則

改正
明治四十二年六月二十一日農商務省令第二十六號
昭和四年十二月十六日商工省令第二十三號(第七次)
昭和十四年十二月二十七日商工省令第七十六號
昭和十六年五月十四日商工省令第四十三號

第一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ砂鑛出願人ニ相當ノ期限ヲ附シテ其ノ出願地ニ係ル土地所有者、地上權者、永小作權者及土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第二條 (削除)

第三條 砂鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定ム但シ河床ニ存スル砂鑛ヲ目的トスルモノ又ハ河岸ニ沿フテ境界ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 直線ヲ以テ砂鑛區ノ境界ヲ定ムル場合ニ於テハ砂鑛願書ニ添附スヘキ圖面ハ六葉トシ様式第九號ニ依リテ之ヲ調製シ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ
一 出願地ノ所在地及地目

- 二 出願地ノ面積
- 三 南北線
- 四 縮尺
- 五 二箇以上ノ不動基點並其ノ名稱及特徵
- 六 出願地ノ各隅ト爲ルヘキ測點並其ノ番號
- 七 境界線端基點ト連結シタル測點間ノ方位及其ノ間
- 八 出願地及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他鑛業法第十條及第十一條ニ記載シタルモノ
河床ニ存スル砂鑛ヲ目的トスル砂鑛願書ニ添附スヘキ圖面ハ六葉トシ、樣式第十號ニ依リ
テ之ヲ調製シ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ
- 一 出願河川ノ名稱及河川ニ沿ヘル土地ノ所在及地目
- 二 出願區域ノ總延長並幹流及支流ノ各延長
- 三 南北線
- 四 縮尺
- 五 出願區域ノ各端

- 六 各端ニ關スル不動基點並其ノ特徵及名稱
- 七 基點ト各端ノ測點トノ間ノ間數及其ノ方位
- 八 出願地及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他鑛業法第十條第十一條ニ記載シタルモノ
- 九 河床ノ全幅ヲ出願區域ト爲ササルモノニ付テハ河床中ノ境界線
鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ更ニ五葉ヲ限リ前二項ハ圖面ハ
差出ヲ命スルコトヲ得

第五條 砂鑛法第十一條第二項ノ規定ニ依ル減區又ハ増減區ノ願書ニハ抵當權者ノ承諾書
ヲ添ヘテ差出スヘシ

第六條 砂鑛出願ニ付手数料不足ナルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ追納ヲ命スヘシ
出願人ハ前項ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ手数料ヲ納付スヘシ

第七條 砂鑛ノ出願許可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ旨ヲ出願人ニ
通知スヘシ

出願人ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録稅ヲ納付スヘシ此ノ期間内ニ登
錄稅納付書ヲ差出シタルモ不受理ノ處分ヲ受ケタルモノハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ五

日以内ニ在リテハ期間後ト雖モ更ニ登録税ヲ納付スルコトヲ得

登録税ハ第一項ノ通知書ヲ受ケタル者若ハ其ノ代理人出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ之ヲ納付スヘシ郵便ヲ以テ納付スル場合ニ關シテハ鑛業法施行細則第七條ノ規定ヲ準用ス
前項ノ登録税ハ第一項ノ通知書ト共ニ納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

第八條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書申請書又ハ届書ヲ受理セス

一 砂鑛出願地ノ全部カ所轄鑛山監督局ノ管轄區域内ニ在ラサルトキ

二 出願ノ砂鑛カ砂鑛法第一條ノ規定ニ該當セサルトキ

三 圖面ヲ添附スヘキ砂鑛業ノ願書ニ圖面ヲ添附セサルトキ又ハ添附圖面ニ依リ區域分明ナラサルトキ

三ノ二 砂鑛業ニ關スル願書申請書又ハ届書ニ添附スヘキ圖面ニシテ要塞地帯法又ハ軍機保護法ニ依リ其ノ作成ニ付許可ヲ要スヘキモノ其ノ許可ヲ得タルモノニ非サルトキ

四 手数料ヲ納付セサルトキ

五 鑛業法施行細則第十四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附セサルトキ

六 鑛業法施行細則第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シ第一種引受時刻證明郵便ヲ以テ差出ササルトキ

七 鑛業法施行細則第二十五條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シ新舊出願人連署セサルトキ

七ノ二 第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十九條ノ二ハ規定ニ違背シタルトキ

八 鑛業法施行細則第三十一條第二項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シ承諾書及協定書ヲ添附セサルトキ

九 (削除)

十 第五條ノ規定ニ違背シ承諾書ヲ添附セサルトキ

第九條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ登録税納付書ヲ受理セス

一 第七條第四項又ハ鑛業法施行細則第三十七條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テ其ノ規定ニ違背シ通知書ヲ差出ササルトキ

二 鑛業法施行細則第三十六條ノ三ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テ其ノ規定ニ違背シ第三砂鑛法施行細則

者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附セサルトキ

第十條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書又ハ届書ヲ却下ス

一 實地調査ノ際出願人カ出願區域ヲ明示スルコト能ハサルカ又ハ鑛業法施行細則第二

十四條第一項ノ規定ニ準シテ指定シタル調査事項ノ説明ヲ爲スコト能ハサルトキ

二 願書ニ添附シタル圖面カ實地ノ區域ト著シク相違スルトキ

三 鑛業法施行細則第六條ノ規定ニ準シテ發スル命令ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササ

ルトキ

四 鑛業法施行細則第十六條若ハ第十六條ノ二ノ規定ヲ準用スル場合ニ期限内ニ許可書

又ハ證明書ヲ差出ササルトキ

五 鑛業法施行細則第十七條ノ規定ニ準シテ發スル命令ノ期限内ニ區域増減ノ願書ヲ差

出ササルトキ

六 鑛業法施行細則第二十二條ノ規定ニ準シテ發スル命令ノ期限内ニ設計書ヲ差出ササ

ルトキ

七 (削除)

八 鑛業法施行細則第二十四條ノ規定ニ準シテ指定シタル期日ニ出願人立會ヲ爲ササル

トキ

九 第六條ニ規定シタル期限内ニ手数料ヲ納付セサルトキ

十 第七條ニ規定シタル期限内ニ登録稅納付書ヲ提出シ又ハ郵便ニ附セサルトキ

十一 第一條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ書面ノ提出ヲ爲ササルトキ

十二 第四條第三項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ圖面ヲ差出ササルトキ

第十一條 砂鑛權者其ノ砂鑛區内ニ於テ許可ヲ得タル砂鑛以外ノ砂鑛ヲ採取セムトスルト

キハ豫メ砂鑛ノ表示變更ノ登録ヲ申請スベシ

第十一條ノ二 砂鑛權者施業案ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十二號ニ準シテ調製

シタル施業案ニ其ノ説明圖面ヲ添附シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スベシ

砂鑛業ノ種類又ハ狀況ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キモノアルトキハ理由ヲ明示シ様式ノ

記載事項ヲ増減スルコトヲ得

第十一條ノ三 砂鑛權者施業案ノ變更ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十二號ニ準シ

テ調製シタル新大ル施業案ニ其ノ説明圖面及變更ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附シ之ヲ

鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第十一條ノ四 鑛山監督局長砂鑛法第十六條ノ三第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ施業案ノ認可又ハ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附シテ認可ヲ受クヘキコトヲ命スヘシ

第十一條ノ五 砂鑛權者砂鑛法第十六條ノ三第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ命令ノ期間内ハ砂鑛法第十六條ノ三第四項本文ノ規定ニ拘ラス從前ノ例ニ依リ砂鑛ノ採取ヲ爲スコトヲ得命令ノ期間内ニ施業案ノ認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ認可又ハ不認可ノ指令ノ日迄亦同シ

第十二條 (削除)

第十三條 砂鑛權者ハ砂鑛區圖ヲ砂鑛業務所ニ備置クヘシ

第十四條 砂鑛權者ハ毎年一月末日迄ニ其ノ前年ニ於ケル鑛產物ノ數量、其ノ販賣高、販賣代價、行業日數及工數ヲ記載シタル砂鑛業明細表ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ
砂鑛權ノ消滅又ハ移轉ノ場合ニ於テハ砂鑛權ヲ有セシ者ニ於テ其ノ登録ノ日ヨリ三十日以内ニ砂鑛業明細表ヲ差出スヘシ

前二項ノ規定ニ依リテ砂鑛業明細表ヲ差出スヘキ場合ニ於テ之ニ記載スヘキ事項ナキトキハ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十五條 二箇以上ノ砂鑛區ニ付合併施業ヲ爲ス場合ニ於テハ砂鑛業明細表ハ合併シテ之ヲ調製スルコトヲ得

第十六條 砂鑛法第五條第二項ノ規定ニ依ル裁決申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ請求地ニ於ケル鑛床ノ關係圖及鑛業權者又ハ砂鑛權者ト交渉シタル始末書ヲ添附スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

- 一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 鑛業權者又ハ砂鑛權者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 三 砂鑛權及鑛業權ノ登録番號
- 四 申請ノ目的及理由

鑛山監督局長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ鑛業權者又ハ砂鑛權者ニ交付スヘシ
鑛業權者又ハ砂鑛權者ハ申請書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ答辯書ヲ差出スヘシ

鑛業權者又ハ砂鑛權者前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サルトキハ鑛山監督局長ハ申請書ノミニ依リテ裁決スルコトヲ得申請書ヲ交付スルコト能ハサルトキ亦同シ

申請人鑛業法施行細則第六條ノ規定ニ準シテ發スル命令ノ期間内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキハ申請書ヲ却下ス

裁決書ニハ理由ヲ附シテ鑛山監督局長之ヲ當事者雙方ニ交付スヘシ

第十七條 砂鑛法第五條第三項ノ規定ニ依ル訴願ニハ鑛山監督局長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ

第十八條 砂鑛法第十五條(同法第十六條ノ二ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル裁決ノ申請ニ付テハ第十六條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ準シテ爲ス處分又ハ裁決ハ公示ハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第十九條ノ二 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ砂鑛權者ニ對シ技術管理者又ハ保安係員ノ選任ヲ命スルコトヲ得

第二十條 第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十二條第二項若ハ第二十二條ハ

二第二項ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十二條ノ二第一項、第二十四條第一項若ハ第五十四條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條ノ二 第一條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ差出スヘキ書面ニ不實ノ記載ヲ爲シタル者第十一條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ違背シタル者、第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十六條、第四十條、第四十一條、第四十三條、第六十一條若ハ第六十三條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第三十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者若ハ同條第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納メサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 鑛業法施行細則第一條乃至第八條、第十一條乃至第十四條、第十六條、第十六條ノ二、第十七條、第二十一條、第二十二條、第二十二條ノ二、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十九條乃至第三十一條、第三十四條、第三十六條ノ三、第三十七條、第四十條、第四十一條、第四十三條、第五十四條、第五十七條乃至第六十三條、第六十八條、第六十九條、第七十三條、鑛業警察規則第一條第一項第四項第五項、第二

條乃至第十二條、第十四條、第五十六條、第七十三條、第七十六條乃至第七十八條ノ規定ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本則ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス砂鑛採取法施行細則ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本則施行前砂鑛採取法施行細則ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本則中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十四條 本則施行前ニ二人以上共同シテ砂鑛採取ノ出願ヲ爲シタルトキ又ハ本則施行前ヨリ二人以上共同シテ砂鑛採取業ヲ爲ストキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ連署シタル代表者選定ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十五條 砂鑛採取法ニ依リ差出シタル砂鑛採取地ノ合併、分割、減區又ハ増減區ノ出願ニ付許可決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ合併、分割又ハ減少前ノ砂鑛權ニ付登録上利害關係ヲ有スル第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ差出スヘシ

前項ノ期限内ニ第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ差出ササル

トキハ出願ハ之ヲ却下ス

第二十六條 本則施行前砂鑛採取ノ許可ヲ得タル者ニ付鑛業法施行細則第四十三條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ該條ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十七條 砂鑛法第二十六條ノ規定ニ依ル届書ニハ鑛業願書ヲ發送シタル年月日、出願人ノ氏名又ハ名稱及住所、出願地ノ名稱及届出ノ目的ヲ記載シテ届出人ノ署名捺印スヘシ

前項ノ届書ハ本法施行後六十日以内ニ差出ササルトキハ之ヲ受理セス

鑛業法施行細則第十四條ノ規定ハ第一項ノ届書ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 砂鑛法第二十七條ノ規定ニ依ル砂鑛權設定ノ登録申請ハ本法施行後九十日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 鑛業法施行細則第八十一條ノ規定ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス

附 則(昭和四年十二月十六日商工省令第二十三號)

本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛業警察規則附則第六項乃至第八項ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス

附 則(昭和十四年十二月二十七日商工省令第七十六號)

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十六年五月十四日商工省第四十三號)

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年法律第百三號附則第二項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第一條第二條第六條ノ二並ニ第十條第四號及第十一條ノ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ規定ヲ適用ス

樣式第一號(正副二通)

砂(金、鐵、錫)採取願

何府縣郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

右箇所ニ於テ砂(金、鐵、錫)存在候ニ付採取致度候間許可相成度圖面相添此段相願候也

年	月	日	出願人氏	住所	名(名稱)印
---	---	---	------	----	--------

商工大臣氏名殿

注 意

- 一 圖面六葉ヲ添附シ適宜契印スベシ
- 二 共同出願ノ場合ハ肩書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ肩書ヲ差出スベシ但シ類書ニ代表者ヲ表示シテ届出ニ代フルコトヲ得

樣式第二號(正副二通)

砂鑛出願地増減區(増區、減區)願

何年何月何日出願

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)採取出願地何坪(延長何里)

増區 何府縣郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

減區 何府縣郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

合計(又ハ差引)何坪(延長何里)

砂鑛法施行細則

砂鑛法施行細則

一四八

右砂鑛出願地變更許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

名(名稱)印

出願人氏

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意

- 一 圖面六葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ
- 二 代表者ニテ出願スル場合ハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

様式第三號(正副二通)

砂鑛區增減區(增區、減區)願

何府縣砂鑛權登錄第何號

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)鑛區何坪(延

增區 何郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

減區 何郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

合計(又ハ差引)何坪(延長何里)

右砂鑛區變更許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

名(名稱)印

砂鑛權者 氏

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意事項 様式第二號ニ同シ

様式第四號(正副二通)

砂鑛區改正願

何府縣砂鑛權登錄第何號

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)鑛區何坪(延長何里)

增區 何郡市町村大字何(何川筋)

砂鑛法施行細則

一四九

砂鑛法施行細則

面積何坪(延長何里)

減區 何郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

合計(又ハ差引)何坪(延長何里)

右砂鑛區ニ關スル何號御命令ノ通改正許可相成度圖面相添此段相願候也

住 所

砂鑛權者 氏

名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意 圖面四葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ

樣式第五號(正副二通)

砂鑛區合併願

一 何府縣砂鑛權登錄第何號

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)鑛區何坪(延長何里)

一 何府縣砂鑛權登錄第何號

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)鑛區何坪(延長何里)

合計何坪(延長何里)

右砂鑛區合併許可相成度圖面並合併理由書相添此段相願候也

住 所

砂鑛權者 氏

名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注 意

- 一 圖面四葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ
- 二 抵當權ノ設定アル場合ハ抵當權者ノ承諾書ヲ添附スヘシ
- 三 二以上ノ抵當權ノ登錄アル場合ニハ承諾書ノ外抵當權ノ順位ニ關スル協定書ヲ添附スヘシ
- 四 代表者ニテ出願スル場合ハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

樣式第六號(正副二通)

砂鑛法施行細則

砂鑛法施行細則

砂鑛區分割廳

何府縣砂鑛權登錄第何號

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)鑛區何坪(延長何里)

此ノ分割

何府縣郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

何府縣郡市町村大字何(何川筋)

面積何坪(延長何里)

右砂鑛區分割許可相成度圖面並分割理由書相添此段相願候也

住 所

砂鑛權者 氏

名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注 意

一 圖面ハ分割區域毎ニ各四葉ヲ割製シ願書ニ添附シテ適宜契印スヘシ

二 其ノ他ノ注意事項ハ様式第五號中二、三、四號ニ同シ

様式第七號(正副二通)

砂鑛出願人相續屆

何年何月何日出願

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)採取出願地何坪(延長何里)

右採取出願人何某死亡(其ノ他相續ノ原因ヲ記載ス)ニ因リ相續致候間戸籍謄本(又ハ相續

ニ關スル證明書)相添此段届出候也

住 所

相續人氏

名 印

年 月 日

何鑛山監督局長氏名殿

様式第八號(正副二通)

砂鑛出願人變更屆

砂鑛法施行細則

砂鑛法施行細則

一五四

何年何月何日出願

何府縣郡市町村(何川筋)砂(金、鐵、錫)採取出願地何坪(延長何里)
右採取出願人何某ニ變更致候間新舊出願人連署此段届出候也

年 月 日

住所

舊出願人氏

名(名稱)印

住所

新出願人氏

名(名稱)印

商工大臣氏名殿

注意

- 一 新出願人二人以上ナル場合ニハ届書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ届書ヲ差出スヘシ但シ本願書ニハ代表者ヲ表示シテ届出ニ代フルコトヲ得
- 二 舊出願人代表者ニテ届出ヲ爲スニハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

様式第九號(六葉)

砂(金)(錫)(鐵)鑛區圖 縮尺 何分ノ一

何府縣郡市何町村

大字何 官地又ハ民地 地目

何府縣郡市何町村

大字何 官地又ハ民地 地目

面積 何坪

年 月 日出願

住所

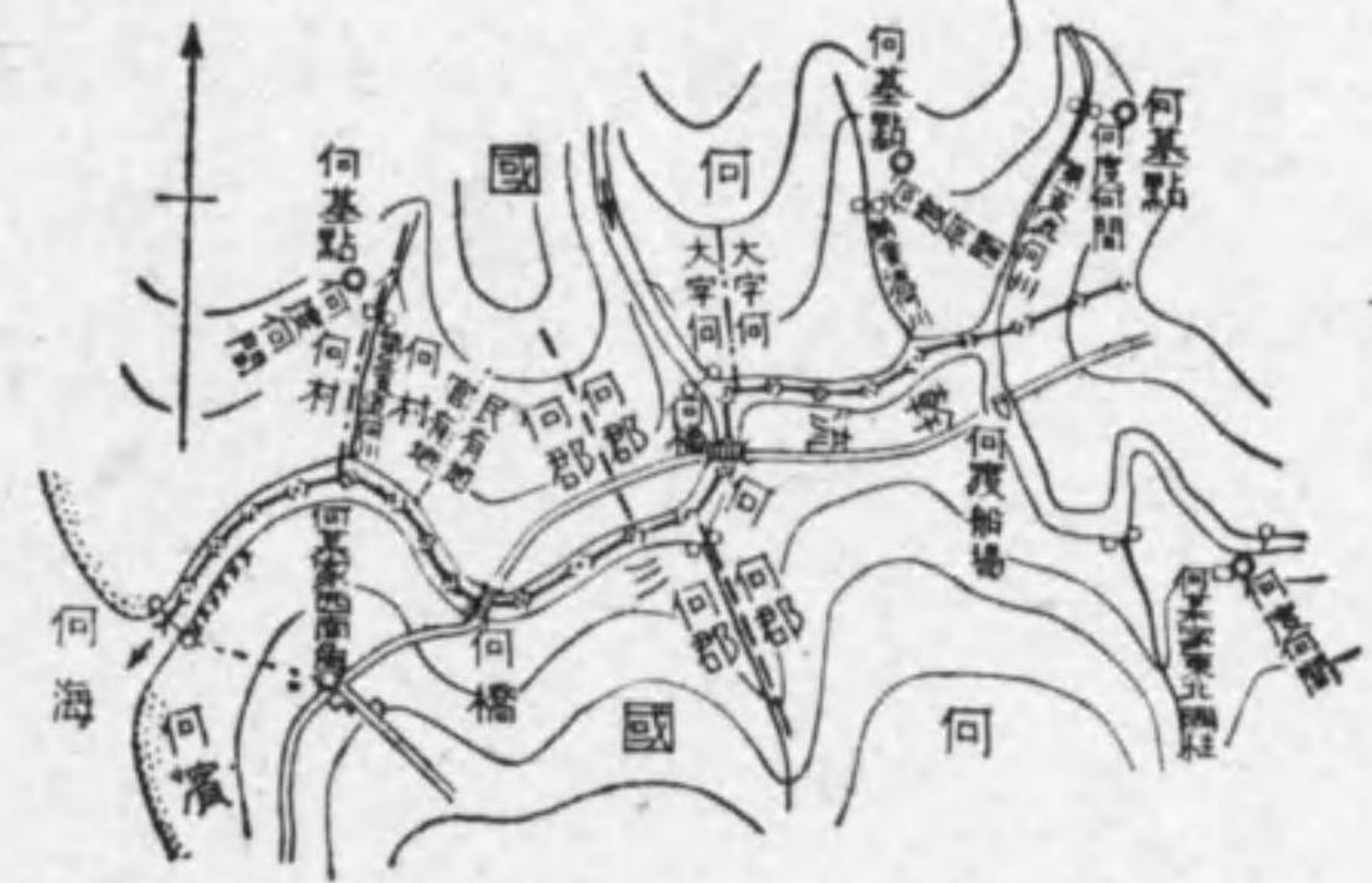
氏

名 印

砂鑛法施行細則

一五五

符號	縣界	郡界	町界	大字界	官民地界	橋	渡	道	家	砂鑛區	界	堤	川	基點
	市界	村界	字界	地界	梁	船	路	屋	標	防	杭	堤	川	基點



- 注意
- 一 圖面用紙ハ礮水引美濃紙ヲ用フヘシ
 - 二 基點ハ特稱アル橋梁、家、辻、川股、標石其ノ他近傍ニ在ル顯著ナル不動物體二箇以上ヲ成ルヘク反對ノ位置ニ選定スヘシ
 - 三 鉛筆及「インキ」ヲ使用スヘカラス
 - 四 基點及測點附近ノ地形及地物ハ成ルヘク詳細ニ之ヲ記入シ若シ記入シ難キトキハ欄外ニ於テ地形及地物ニ關スル説明ヲ附記スヘシ
 - 五 縮尺ハ千二分ノ一、三千分ノ一又ハ六千分ノ一ヲ用フヘシ但シ鑛山監督局長ノ公告シタル地域ニ在リテハ二千五分ノ一又ハ五千分ノ一ヲ用フヘシ

樣式第十號(六葉)

砂(金)(錫)(鐵)鑛區圖 縮尺 何分ノ一

- 何府 何郡 何町 大字何
 - 何縣 何市 何村 大字何
 - 何河筋
 - 延長何里何町何間
 - 內幹流何河何里何町何間
 - 第一支流何川何里何町何間
 - 第二支流何川何里何町何間
 - 第三支流何川何里何町何間
- 年 月 日出願

砂鑛法施行細則

住所

氏名印

砂鑛法施行細則

注意

- 一 種別ノ欄ニハ採取ノ部ニ於テハ砂鑛ノ種類、製鍊ノ部ニ於テハ製品ノ種類（例ヘバ金、錫、銑鐵、銅鐵等ノ如シ）ヲ記載スベシ
- 二 採取ノ部、砂金及砂白金ハ瓦、其ノ他ハ坩ヲ單位トシ製鍊ノ部金、銀及白金ハ瓦、其ノ他ハ坩ヲ單位トス
- 三 使役人員ハ十二月末日現在數、土地ノ狀況ニ依リ冬季間事業ヲ休止スルモノニ在リテハ六月末日現在數ヲ記入スベシ

様式第十二號

砂鑛業施業案

砂鑛權者(又ハ砂鑛業代理人) 何 某 印

登録番號.....

砂鑛區ノ所在地.....

砂鑛種名.....

一 採取ニ關スル事項

主要ナル砂鑛床ノ位置及厚サ

採取方法

(ハ)(ロ)(イ) 一箇年間ニ於ケル砂鑛採取豫定高

二、選鑛及製鍊ニ關スル事項

選鑛及製鍊ノ方法

(ロ)(イ) 一箇年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高

三、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

(ハ)(ロ)(イ) 土砂、捨石及鑛滓ノ堆積場ノ位置

土砂、捨石、鑛滓及廢水ノ處理方法

(ハ)(ロ)(イ) 前二號ノ外危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニ在

リテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

備考 商工大臣又ハ鑛山監督局長ノ發シタル豫防命令ニ基キ施行スヘキ事項ハ施業

案ニ記載スルコトヲ要セス

砂鑛法施行細則

昭和十五年法律第百三號砂鑛法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十六年五月十三日勅令第百八十六號)

昭和十五年法律第百三號ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年法律第百二號附則第十條ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ヲ延長スル場合ノ登録ニ關スル件

(昭和十六年五月十四日勅令第百八十五號)

朕昭和十五年法律第百二號附則第十條ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ヲ延長スル場合ノ登録ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

商工大臣ハ昭和十五年法律第百二號附則第十條ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ヲ延長スルトキハ鑛業法第十九條ノ規定ニ依リ登録ヲ命スルコトヲ要ス

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛業法ノ規定ニ依リ採掘出願ニ關シ鑛山監督局長ヘ委任ノ件

(昭和十六年五月二十九日商工省令第五十五號)

鑛業法第十四條ノ二ノ規定ニ依リ採掘出願ニ關シ鑛山監督局長ヘ委任ノ件左ノ通定ム

- 第一條 採掘ノ出願ニ關シ左ニ掲クル事項ハ之ヲ鑛山監督局長ニ委任ス
- 一 出願地カ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 二 出願地カ他ノ出願地ト重複スル場合ニ於テ鑛業法第三十三條ノ規定ニ依リ優先權ヲ有セサル部分ノ出願ノ不許可ニ關スル件

鑛業法ノ規定ニ依リ採掘出願ニ關シ鑛山監督局長ヘ委任ノ件

- 三 鑛業法第二十九條ノ三ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 四 鑛區ノ減區、分割、合併及分合ノ出願ノ許可又ハ不許可ニ關スル件
 - 五 出願地ノ區域カ鑛業法第九條ノ面積ニ滿タサル場合ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 六 鑛種名更正ノ出願ノ許可又ハ不許可ニ關スル件
 - 七 鑛區ノ増區出願ノ出願地カ間隔地ニ係ル場合ニ於テ其ノ間隔地ニ係ル部分ノ増區出願ノ許可ニ關スル件
- 第二條 鑛山監督局長ハ毎月十日迄ニ前月中ニ前條ノ規定ニ依リ處理シタルモノヲ取纏メ
商工大臣ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス明治四十四年農商務省令第十二號ハ之ヲ廢止ス

鑛業登錄令

改正
 明治三十八年六月二十日勅令第百八十三號
 明治四十二年六月十九日勅令第百六十三號
 大正十一年十二月二十九日同第百五十四號
 昭和四年十月二十三日同第三百四十五號
 昭和十六年五月十三日同第五百八十四號

第一章 總 則

- 第一條 鑛業ニ關スル登錄ハ鑛山監督局ニ於テ之ヲ爲ス
- 第二條 同一ノ鑛業權ニ關シテ登錄シタル權利ノ順位ニ付法令ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ順位ハ登錄ノ前後ニ依ル
- 第三條 附記登錄ノ順位ハ主登錄ノ順位ニ依ル但シ附記登錄間ノ順位ハ其ノ前後ニ依ル
- 第四條 假登錄ヲ爲シタルモノニ付本登錄ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ順位ハ假登錄ノ順位ニ依ル

第二章 鑛業原簿

- 第五條 鑛業原簿ハ試掘原簿、採掘原簿ノ二種トス
- 共同鑛業權者ニ付テハ共同人名簿、鑛區圖ニ付テハ鑛區圖綴込帳、信託ニ付テハ鑛業信託原簿ヲ設ケ鑛業原簿ノ一部トス
- 第六條 何人ト雖手數料ヲ納付シテ鑛業原簿ノ謄本、抄本ノ交付ヲ請求シ又ハ鑛業原簿若

ハ其ノ附屬書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

手数料ノ外郵便切手ヲ納付シテ鑛業原簿ノ謄本、抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第七條 鑛業原簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタル場合ニ於テ其ノ調製ニ關スル手續ハ商工大臣之ヲ定ム

前項ニ依リテ調製シタル原簿ハ滅失前ノ鑛業原簿ト看做ス

第八條 前條鑛業原簿ノ調製ヲ終リタルトキハ其ノ登録ノ謄本又ハ抄本ヲ登録名義人ニ交付スルコトヲ要ス

第三章 登録手續

第一節 通則

第九條 登録ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外申請、囑託又ハ命令アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

囑託又ハ命令ニ因ル登録ノ手續ニ付テハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外申請ニ因ル登録ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 登録ハ登録権利者及登録義務者又ハ其ノ代理人出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ申請スルコトヲ要ス

第十一條 判決若ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル登録又ハ死亡ニ因ル共同鑛業權者ノ脱退ノ登録ハ登録権利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第十二條 登録名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ハ登録名義人ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第十三條 左ノ登録ニ付テハ官廳又ハ公署ハ囑託書ニ登録原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ囑託スルコトヲ要ス

一 處分ノ制限ノ登録

二 公賣處分ニ因ル鑛業權移轉ノ登録

第十四條 鑛業權ヲ取消シタルトキ又ハ取消處分ノ取消ヲ爲シタルトキハ商工大臣ハ其ノ登録ヲ命スルコトヲ要ス

第十五條 登録ヲ申請スルニハ左ノ書類ヲ提出スルコトヲ要ス

一 申請書

鑛業登録令

- 二 登録原因ヲ證スル書面
 - 三 登録原因ニ付第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
 - 四 代理人ニ依リテ登録ヲ申請スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面
 - 採掘權ノ設定、變更ニ關スル試掘權ノ抹消登録ノ申請又ハ共同鑛業ノ場合ヲ除クノ外
 - 廢業登録ノ申請ニ付テハ前項第二號ノ書面ヲ提出スルコトヲ要セス
 - 登録原因ヲ證スル書面カ執行力アル判決ナルトキハ第一項第三號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス
 - 國、法人ノ代表者又ハ共同鑛業ノ代表者ニ依リテ申請スル場合ニ於テハ第一項第四號ノ書面ヲ提出スルコトヲ要セス
- 第十六條 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス
- 一 鑛區所在地
 - 二 鑛業權ノ登録番號
 - 三 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 四 代理人又ハ代表者ニ依リテ登録ヲ申請スルトキハ其ノ氏名及住所

五 登録原因及其ノ日附

六 登録ノ目的

七 年月日

第三十條第二項ノ規定ニ依ル抵當權設定ノ申請ニ付テハ前項第二號ノ記載ヲ要セス
前條第二項ノ申請ニ付テハ第一項第五號ノ記載ヲ要セス

第十六條ノ二 債權者カ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登録ヲ申請スルニハ第十五條第一項ニ掲ケタル書面ノ外代位原因ヲ證スル書面ヲ提出シ且申請書ニ第十六條第一項ニ記載シタル事項ノ外債權者ノ氏名又ハ名稱及住所並代位原因ヲ記載シ之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第十七條 左ノ場合ニ於テハ申請人ハ申請書ニ其ノ事實ヲ證スル戶籍若ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

- 一 申請人カ相続人其ノ他ノ一般承繼人ナルトキ
- 二 登録名義人カ其ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ヲ申請スルトキ
- 三 死亡ニ因ル共同鑛業權者脫退ノ登録ヲ申請スルトキ

第十八條 申請書ニ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ第三者ヲシテ申請書ニ署名捺印セシメテ其ノ書面ニ代フルコトヲ得

第十九條 同一鑛山監督局ノ管轄ニ屬スル數箇ノ鑛區ニ關シ抵當權ノ設定ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ登録原因及登録ノ目的カ同一ナルトキニ限り同一ノ申請書ヲ以テ登録ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ハ鑛業權又ハ抵當權ノ處分ノ制限ノ登録ヲ囑託スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 登録ハ受附ノ順序ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ登録ノ申請ハ之ヲ受理セス

- 一 事件カ管轄ニ屬セサルトキ
- 二 事件カ登録スヘキモノニ非サルトキ
- 三 當事者カ出頭セス又ハ申請書ヲ書留郵便ヲ以テ差出ササルトキ
- 四 申請書カ方式ニ適合セサルトキ
- 五 申請書ニ掲ケタル鑛業權又ハ抵當權ノ表示カ鑛業原簿ト抵觸スルトキ
- 六 第十七條第一號ノ場合ヲ除クノ外申請書ニ掲ケタル登録義務者及共同鑛業代表者ノ

表示カ鑛業原簿ト符合セサルトキ又ハ申請人タル者カ登録名義人タル場合ニ於テ其ノ表示カ鑛業原簿ト符合セサルトキ

七 申請書ニ掲ケタル事項カ登録原因ヲ證スル書面ト符合セサルトキ

八 申請ニ必要ナル書面ヲ提出セサルトキ

九 登録稅ヲ納付セサルトキ

第二十二條 登録名義人ノ表示ノ變更若ハ更正ノ登録又ハ共同鑛業權者脫退及其ノ代表者變更ノ登録ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十三條 行政區畫又ハ其ノ名稱ノ變更アリタルトキハ鑛業原簿ニ記載シタル行政區畫又ハ其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス大字若ハ字又ハ其ノ名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ變更アリタルトキハ鑛山監督局長ハ鑛業權ノ表示ニ付テハ其ノ變更ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 登録ヲ完了シタル後其ノ登録ニ付錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ旨ヲ登録權利者及登録義務者ニ通知スルコトヲ要ス第十六條ノ二ノ場合ニ於テハ債

権者ニ對シテモ亦之ヲ爲スコトヲ要ス

錯誤又ハ遺漏カ鑛業權ノ表示ニ關スル登録ニ係ルトキハ更正ノ登録ヲ爲シタル後前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

錯誤又ハ遺漏カ前項以外ノ登録ニ係ルトキハ登録更正ノ申請アリタル場合ニ於テ登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ナキトキ又ハ申請書ニ登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ノ承諾書若ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキニ限り附記ニ依リ更正ノ登録ヲ爲ス

第二十五條 抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條 申請書其ノ他登録ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫明瞭ナルコトヲ要ス

金錢其ノ他ノ物ノ數量、年月日及番號ヲ記載スルニハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ用フルコトヲ要ス

文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其ノ字數ヲ欄

外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其ノ削除ニ係ル文字ハ尙讀得ヘキ爲字體ヲ存スルコトヲ要ス

第二節 鑛業權ニ關スル登録手續

第二十七條 鑛業ノ出願許可スヘキモノト決定シタル場合ニ於テ登録税ノ納付アリタルトキハ鑛山監督局長ハ鑛業權ノ設定又ハ變更ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス鑛業權ノ表示ノ變更又ハ鑛種名更正ニ依ル表示ノ更正ノ場合亦同シ

第二十八條 破産又ハ禁治産ニ因ル共同鑛業權者脱退ノ登録ハ登録權利者又ハ登録義務者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十九條 (明治四十二年六月勅令
第百六十三號ニテ削除)

第三十條 鑛業法第三十五條第二項ノ場合ニ於テ採掘權設定ノ登録ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨ヲ抵當權者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ抵當權者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抵當權設定ノ登録ヲ申請スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ抵當權ノ順位ハ協定ノ順位ニ依ル

前項ノ申請ニ付テハ最後ニ通知ヲ受ケタル者ニ對スル前項ノ期間滿了ノ日ノ翌日ニ於テ採掘權設定ノ登録ト共ニ其ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス
期間滿了前ト雖總抵當權者ノ申請アリタルトキハ直ニ前項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三節 抵當權ニ關スル登録手續

第三十一條 鑛業法第三十五條第二項ニ基キ爲シタル承諾及協定ニ因ル抵當權設定ノ登録ハ登録權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第三十二條 抵當權設定ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登録原因ニ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、其ノ發生期若ハ支拂時期ノ定アルトキ又ハ債權ニ條件ヲ附シタルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十三條 抵當權設定ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テ設定者カ債務者ニ非サルトキハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

抵當權移轉ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ抵當權カ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十四條 一定ノ金額ヲ目的トセサル債權ノ擔保タル抵當權設定ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其ノ債權ノ價格ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十五條 債權ノ一部ノ讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル抵當權移轉ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十六條 抵當權變更ノ登録ノ申請アリタル場合ニ於テハ登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ナキトキ又ハ申請書ニ登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ノ承諾書若ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキニ限り附記ニ依リ變更ノ登録ヲ爲ス

第三十七條 抵當權ノ移轉、順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更及其ノ處分ノ制限ノ登録ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第四節 抹消ニ關スル登録手續

第三十八條 期限ノ滿了ニ因リ鑛業權カ消滅シタルトキハ其ノ原因ヲ記載シ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第三十九條 廢業ニ因ル鑛業權消滅ノ登録ハ登録權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第四十條 鑛區ノ合併又ハ分割ニ因ル採掘權設定ノ登録ヲ爲シタルニ因リ其ノ合併又ハ分割前ノ採掘權消滅シタルトキハ其ノ原因ヲ記載シテ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條 抵當權ノ登録アル採掘權ニ關シ廢業ニ因ル抹消ノ申請アリタルトキハ抹消ノ登録ヲ爲スト同時ニ競賣ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

抵當權者競賣ノ請求ヲ爲ササルトキ又ハ競賣申立ノ登録アリタル場合ニ於テ其ノ登録抹消ノ囑託アリタルトキハ其ノ旨ヲ登録シタル後存續ニ關スル記載ヲ抹消スルコトヲ要ス

第四十二條 前條ノ規定ハ鑛業法第三十八條第一項及第三十九條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外抵當權ノ登録アル採掘權取消ニ因ル抹消ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 抵當權カ人ノ死亡ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テ申請書ニ其ノ死亡ヲ證スル戸籍ノ謄本其ノ他之ニ相當スル書面ヲ添附スルトキハ登録權利者ノミニテ登録ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四十四條 登録權利者カ登録義務者ノ行方ノ知レサルニ因リ之ト共ニ登録ノ抹消ヲ申請スルコト能ハサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ申請書ニ其ノ謄本ヲ添附シ登録權利者ノミニ

テ登録ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ申請書ニ債權證書、債權ノ受取證書竝民法第三百七十四條ノ規定ニ依リ抵當權ヲ行フコトヲ得ル定期金及損害賠償ノ受取證書ヲ添附シタルトキハ登録權利者ノミニテ抵當權ニ關スル登録ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四十五條 廢業ニ因ル場合ヲ除クノ外登録ノ抹消ヲ申請スル場合ニ於テ其ノ抹消ニ付登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ第二十五條ノ規定ヲ準用ス

廢業ニ因ル登録ノ抹消ヲ申請スル場合ニ於テ假登録又ハ豫告登録ヲ爲シタル第三者アル時ハ申請書ニ其ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スル事ヲ要ス
第四十六條 第十三條ノ規定ニ依リ公賣處分ニ因ル鑛業權移轉ノ登録ノ囑託アリタル場合ニ於テハ處分ノ制限ノ登録ヲ抹消シ若シ抵當權ノ登録アルトキハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第五節 信託ニ關スル登録手續

第四十七條 鑛業權ノ信託ノ登録ニ付テハ受託者ヲ登録權利者トシ委託者ヲ登録義務者ト

ス

第四十八條 信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル礦業權ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ハ信託法第二十七條ノ規定ニ基ク信託財産ノ復舊ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ信託ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

第十六條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登録ノ申請ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ申請書ニ尙登録ノ目的タル礦業權カ信託財産タルコトヲ證スル書面ヲ添附スル事ヲ要ス

第五十條 信託ノ登録ノ申請ハ信託ニ因ル礦業權移轉ノ登録ノ申請ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ前條ノ規定ニ依リテ受益者又ハ委託者カ受託者ニ代位シテ信託ノ登録ヲ申請スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル礦業權ノ信託ノ登録ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十一條 受託者更迭ノ場合ニ於テ礦業權移轉ノ登録ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ更迭ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ爲スヘキ變更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第五十二條 受託者ノ任務カ死亡、破産、禁治産、準禁治産又ハ裁判所若ハ主務官廳ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前條ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務カ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同シ

第五十三條 信託ノ登録ノ申請書ニハ第十六條ニ掲クル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 信託ノ目的
- 三 信託財産ノ管理方法
- 四 信託終了ノ事由
- 五 其ノ他信託ノ條項

前項ニ掲クル事項ハ職權ヲ以テ礦業信託原簿ニ之ヲ登録スルコトヲ要ス

第五十四條 裁判所カ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遲滞ナク礦業信託原簿ノ登録ヲ礦山監督局長ニ囑託スルコトヲ要ス主務官廳カ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同

第五十五條 前條ノ規定ハ裁判所又ハ主務官廳カ受託者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 裁判所カ信託財産ノ管理方法ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク鑛業信託原簿ノ登録ヲ鑛山監督局長ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ主務官廳カ信託ノ條項ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 第五十一條又ハ第五十二條ノ場合ニ於テ鑛業原簿ノ登録ヲ爲シタルトキハ鑛山監督局長ハ職權ヲ以テ鑛業信託原簿ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第五十八條 第五十一條、第五十二條及第五十四條乃至第五十六條ノ場合ヲ除クノ外第五十三條第一項ニ掲ケタル事項ノ變更ニ關スル鑛業信託原簿ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ

申請スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登録ノ申請ニ之ヲ準用ス

第五十九條 第五十五條ニ規定スル登録ヲ爲シタルトキハ鑛山監督局長ハ職權ヲ以テ鑛業

原簿ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第六十條 信託財産ニ屬スル鑛業權カ移轉ニ因リテ信託財産ニ屬セサルニ至リタル場合ニ於テ爲スヘキ信託登録抹消ノ申請ハ移轉登録ノ申請ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ

要ス

前項ノ規定ハ信託終了ニ因リ信託財産ニ屬スル鑛業權カ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 第五條第二項及第四十七條乃至前條ノ規定ハ採掘權ヲ目的トスル抵當權ノ信託ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四章 假登録及豫告登録

第六十二條 假登録ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

一 鑛業權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定、移轉、變更若ハ消滅ノ登録ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件カ具備セサルトキ

二 前號ノ事項ニ關シ請求權ヲ保全セムトスルトキ

第六十三條 假登録ハ次條ノ場合ヲ除クノ外假登録權利者ノ申請ニ因リ其ノ目的タル鑛區ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヨリ囑託書ニ假處分命令ノ正本ヲ添附シテ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ假處分命令ハ假登錄權利者カ假登錄原因ヲ疏明シタルトキハ區裁判所之ヲ發スルコトヲ要ス

申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第六十四條 假登錄ハ假登錄義務者ノ承諾アルトキハ申請書ニ其ノ承諾書ヲ添附シ假登錄權利者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第六十五條 假登錄ノ抹消ハ假登錄名義人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

申請書ニ假登錄名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ登録上ノ利害關係人ヨリ假登錄ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第六十六條 豫告登録ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

- 一 登録原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登録ノ抹消又ハ回復ノ訴訟ノ提起アリタルトキ但シ登録原因ノ無効又ハ取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル場合ニ限ル
- 二 鑛業法第八十九條ノ規定ニ依リ鑛業權ニ關スル出願ノ許可ニ對シ訴願又ハ行政訴訟ノ提起アリタルトキ

第六十七條 豫告登録ハ前條ニ掲ケタル訴訟又ハ訴願ヲ受理シタル官廳ヨリ囑託書又ハ命令書ニ訴狀若ハ訴願書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附シテ囑託又ハ命令スルコトヲ要ス

第六十八條 第六十六條第一號ニ掲ケタル訴ヲ却下シタル裁判若ハ之ヲ提起シタル者ニ對シテ敗訴ヲ言渡シタル裁判カ確定シタルトキ、訴ノ取下アリタルトキ、請求ノ拋棄アリタルトキ又ハ請求ノ目的ニ付和解アリタルトキハ第一審裁判所ハ囑託書ニ裁判ノ謄本若ハ抄本又ハ訴ノ取下、請求ノ拋棄若ハ和解ヲ證スル裁判所書記ノ書面ヲ添附シテ豫告登録ノ抹消ヲ囑託スルコトヲ要ス

第六十九條 第六十六條第二號ニ掲ケタル訴願又ハ行政訴訟ヲ却下シ請求ヲ否認シ若ハ其ノ取下アリタル時ハ商工大臣ハ豫告登録ノ抹消ヲ命シ行政裁判所ハ之ヲ囑託スルコトヲ要ス

第五章 異議

第七十條 登録ニ關スル處分ヲ不當トスル者ハ處分ノ了リタル日ヨリ三十日以内ニ商工大臣ニ異議ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 異議ハ鑛山監督局長ニ異議狀ヲ差出シテ之ヲ爲ス

第七十二條 異議ハ新ナル事實及證據方法ヲ以テ其ノ憑據ト爲スコトヲ得ス
第七十三條 鑛山監督局長異議ヲ理由ナシトスルトキハ意見ヲ附シテ事件ヲ商工大臣ニ送付スルコトヲ要ス

鑛山監督局長異議ヲ理由アリトスルトキハ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス若シ登録完了ノ後ナルトキハ假登録ヲ爲シ之ヲ登録上ノ利害關係人ニ通知シ且前項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

異議ノ取下アリタルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ假登録ヲ抹消シ之ヲ登録上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第七十四條 異議ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス

第七十五條 商工大臣ハ登録上ノ利害關係人ニ決定ノ謄本ヲ送付スルコトヲ要ス

商工大臣異議ヲ理由アリトスルトキハ鑛山監督局長ニ相當ノ處分ヲ命シ異議ヲ理由ナシトスルトキハ假登録ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ抹消ヲ命スルコトヲ要ス

附 則

第七十六條 本令施行前ニ鑛山監督署ニ備付タル鑛業ニ關スル原簿及書入登録簿ヲ以テ舊

鑛業原簿トス

第七十七條 本令施行前ニ於ケル官廳所屬ノ採掘區域ニ關シテハ本令施行ノ日ニ於テ採掘權設定ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條 本令施行前ニ認可若ハ特許ノ鑛業權又ハ登録ノ抵當權ニ付鑛業權ノ抹消ヲ除クノ外登録ノ申請アリタル場合ニ於テ登録ヲ爲スコトキハ鑛業原簿ニ舊鑛業原簿中抹消ニ係ラサル登録ヲ移シ舊鑛業原簿中鑛業原簿ニ移シタル登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第七十九條 舊鑛業原簿ニ記載シタル鑛業權ニ付其ノ抹消登録ノ申請アリタルトキハ其ノ原簿ニ其ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス期限滿了ニ因ル抹消ノ登録ヲ爲ス場合亦同シ

第八十條 鑛業條例ニ依リ差出シタル廢業届ニ付テハ舊鑛業原簿ニ郵便差出ノ日時ニ於テ廢業ヲ爲シタルコトノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第八十一條 鑛業條例ニ依リ差出シタル鑛業特許證書換願、採掘權書入登録願又ハ登録シタル抵當權ノ變更、移轉若ハ取消願ニ付テハ舊鑛業原簿ニ其ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス前項ノ場合ニ於テハ願書ヲ差出シタル日ヲ以テ申請ノ日ト看做ス

第八十二條 本令施行前ニ相續ニ因リテ鑛業人ト爲リタル者又ハ氏名、名稱若ハ住所ヲ變

更シタル鑛業人ハ本令中相續又ハ變更ノ申請ニ關スル規定ニ準シテ調製シタル届書ヲ差
出スコトヲ要ス

前項ノ届出アリタルトキハ舊鑛業原簿ニ相續又ハ變更ノ記入ヲ爲スコトヲ要ス
第八十三條 本令ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

砂鑛業ノ登録ニ關スル件

明治四十二年六月十九日勅令第六十四號

改正(大正十一年十二月二十九日勅令第五百十五號)
(昭和四年十月二十三日勅令第三百十五號)

第一條 砂鑛業ニ關スル登録ハ鑛山監督局ニ於テ砂鑛原簿ニ之ヲ爲ス
第二條 鑛業登録令第二條乃至第四條、第五條第二項、第六條乃至第二十七條、第三十條
乃至第三十七條、第三十九條乃至第七十五條ノ規定ハ砂鑛業ニ關スル登録ニ之ヲ準用ス

附 則

第三條 本令ハ砂鑛法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 本令施行前ニ鑛山監督署ニ備付ケタル砂鑛採取業ニ關スル原簿ヲ以テ舊砂鑛原簿
トス

第五條 砂鑛採取法ニ依リ差出シタル砂鑛ノ採取又ハ採取地ノ増區ニ關スル出願ニシテ許
可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督署長ハ砂鑛權ノ設定又ハ變更ノ登録ヲ爲スコ
トヲ要ス

前項ノ規定ハ砂鑛權ニ付登録上利害關係ヲ有スル第三者ナキ場合ニ於テ砂鑛採取法ニ依
ル採取地ノ合併、分割、減區又ハ増區ノ出願ニ關シ之ヲ準用ス

第六條 前條第二項ノ出願ニ關シ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ登録上利害ノ關係ヲ有スル
第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ差出シタルトキハ鑛山監督
署長ハ砂鑛權ノ設定又ハ變更ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 砂鑛採取法ニ依リ差出シタル砂鑛採取業讓渡願又ハ砂鑛採取人除名届ニ付テハ舊
砂鑛原簿ニ其ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ願書ヲ差出シタル日ヲ以テ申請ノ日ト看做ス

第八條 本令施行前ニ許可ヲ受ケタル共同砂鑛權者カ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ代表者選定ノ届出ヲ爲シタルトキハ舊砂鑛原簿ニ其ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス代表者ノ指定アリタルトキ亦同シ

第九條 本令施行前ニ差出シタル廢業届ニ付テハ舊砂鑛原簿ニ郵便差出ノ日ニ於テ廢業ヲ爲シタルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第十條 鑛業登録令第七十八條、第七十九條及第八十二條ノ規定ハ砂鑛業ニ關スル登録ニ之ヲ準用ス

鑛害賠償ニ關スル調停及仲裁判斷ノ手数料等ニ關スル件

(昭和十四年十二月二十七日勅令第八百七十六號)

第一條 鑛業法第七十四條ノ十二ノ規定ニ依ル調停ノ申立及仲裁判斷ノ申立ノ手数料ハ左

ノ區別ニ從フ

調停又ハ仲裁判斷ヲ求ムル事項ノ價格二十圓迄	五十錢
同五十圓迄	一圓二十錢
同七十五圓迄	一圓七十錢
同百圓迄	二圓五十錢
同二百五十圓迄	五圓
同五百圓迄	八圓
同七百五十圓迄	十圓
同千圓迄	十二圓
同二千五百圓迄	十七圓
同五千圓迄	二十圓
同五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ二圓ヲ加フ	

第二條 大正十一年勅令第三百三十九號第二條乃至第四條ノ規定ハ記録ノ閱覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ求ムル手数料並ニ調停委員ノ鑛害賠償ニ關スル調停及仲裁判斷ノ手数料等ニ關スル件

旅費日當及止宿料ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十四年法律第二十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年一月一日ヨリ施行)

鑛 區 稅 法

(昭和十五年三月二十八日
法律第三十一號)

第一條 本法施行地ニ在ル鑛區及砂鑛區ニハ本法ニ依リ鑛區稅ヲ課ス

第二條 鑛區稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 試掘鑛區 面積千坪毎ニ 三十錢
 - 二 探掘鑛區 面積千坪毎ニ 六十錢
 - 三 砂鑛區 河床 延長一町毎ニ 三十錢
 - 河床ニ非サルモノ 面積千坪毎ニ 三十錢
- 前項ノ場合ニ於テ千坪未滿又ハ一町未滿ノ端數ハ之ヲ千坪又ハ一町トシテ計算ス

第三條 鑛區稅ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ徵收ス

鑛區又ハ砂鑛區ノ合併又ハ分割ニ因リ設定セラレタル場合ヲ除クノ外鑛業權(砂鑛權ヲ含ム以下同シ)ノ設定又ハ變更ノ登錄ニ依リ新ニ負擔シ又ハ不足セル鑛區稅ニシテ其ノ登錄ノ年ニ係ルモノハ直ニ之ヲ徵收ス

試掘權ノ存續期間滿了ノ年ニ係ル鑛區稅及前項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ鑛區稅ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第四條 鑛區稅ハ納期開始ノ時ニ於ケル鑛業權者(砂鑛權者ヲ含ム以下同シ)ヨリ之ヲ徵收ス

共同鑛業權者ハ連帶シテ納稅ノ義務ヲ負フ

公賣及競賣以外ノ原因ニ因リ鑛業權ノ移轉アリタル場合ニ於テ未納ニ係ル鑛區稅アルト

キハ新鑛業權者ハ當該鑛區稅ニ付舊鑛業權者ト連帶シテ納稅ノ義務ヲ負フ

第五條 鑛業權者鑛業代理人(砂鑛業代理人ヲ含ム以下同シ)ヲ選任シタルトキハ其ノ鑛業代理人ハ鑛區稅ニ關スル事項ノ處理ヲ委任セラレタルモノト看做ス

納稅義務者及鑛業代理人鑛區又ハ砂鑛區ノ所在地ヲ管轄スル稅務署ノ管轄區域内ニ現住

セサルトキハ鑛區稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ地ニ於テ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

附 則

第六條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 砂鑛區稅法ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十五年度分以前ノ砂鑛區稅及附加稅ニ付テハ仍

從前ノ例ニ依ル

第八條 鑛業法中左ノ通改正ス

第十三條 削 除

第四十一條中「鑛業稅」ヲ「鑛區稅」ニ改ム

第七章 削 除

第八十一條乃至第八十八條削除

第一百條 削 除

第九條 昭和十五年三月三十一日以前ニ產出シタル鑛產物ニ對スル鑛產稅及同附加稅竝ニ昭和十五年分以前ノ鑛區稅及同附加稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ昭和十五年一月一

日以後昭和十五年三月三十一日迄ニ產出シタル鑛產物ニ對スル鑛產稅ハ昭和十六年六月
中ニ之ヲ徵收ス

第十條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ昭和十六年度分迄直接鑛業又ハ砂鑛業
ノ用ニ供スル家屋ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得

第十一條 砂鑛法第二十三條中「第八十七條乃至第八十九條」ヲ「第八十九條」ニ改ム

重要鑛物増產法

(昭和十三年三月二十九日
法律第三十五號)

第一條 本法ニ於テ重要鑛物トハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、

亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛、コバル

ト鑛、石炭、亞炭、硫黃、砂金、砂鐵、砂錫其ノ他勅令ヲ以テ指定スル鑛物ヲ謂フ

本法ニ於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ、鑛區トハ砂鑛區ヲ含ム

第二條 政府重要鑛物ノ増產ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要鑛物ヲ目的トスル鑛業

重要鑛物増產法

權者ヲシテ事業計畫ヲ定メ之ヲ届出ツヘキコトヲ命スルコトヲ得
礦業權者前項ノ命令ニ依リ届出タル事業計畫ヲ變更セントスルトキハ之ヲ政府ニ届出
ツヘシ

政府必要アリト認ムルトキハ前二項ノ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル礦業
權者ニ對シ事業ニ著手シ又ハ事業ヲ繼續スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條 重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ハ之カ爲必要トスル礦業權ノ讓渡又ハ隣接礦區
トノ間ノ礦區ノ増減ニ付當該礦業權者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ協議ヲ爲スコトヲ得
前項ノ協議ヲ爲スコト能ハス又ハ協議調ハサルトキハ重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者
ハ當該事項ニ付政府ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

第五條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ礦業權ノ讓渡又ハ隣接礦區
トノ間ノ礦區ノ増減ニ付當該礦業權者ニ對シ重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ト協議ヲ
爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得
礦業權者前項ノ協議ヲ爲サス若ハ爲スコト能ハス又ハ協議調ハサルトキハ政府ハ當該事

項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第六條 第四條第二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ア
リタルトキハ當該礦業權者ハ其ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定アル迄又ハ第十條第二項ノ規
定ニ依リ裁定若ハ決定カ其ノ效力ヲ失フ時期迄當該礦業權ヲ讓渡シ又ハ當該礦區ノ分合、
減區若ハ増減區ノ出願ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 政府礦業權ヲ讓渡シ又ハ隣接礦區トノ間ノ礦區ノ増減ヲ爲ス旨ノ裁定又ハ決定ヲ
爲ストキハ其ノ裁定又ハ決定ニ於テ礦業權者ニ支拂フヘキ對價及其ノ支拂ノ時期ヲ定ム
ルコトヲ要ス

第八條 裁定又ハ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ裁定又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日(裁
定又ハ決定ノ通知ヲ受ケサル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ
出訴スルコトヲ得

第九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ對價ヲ支拂フヘキ者ハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス
一 對價ヲ受クヘキ者カ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキ
二 裁定又ハ決定中對價ニ付前條ノ規定ニ依ル出訴アリタルトキ

三 鑛業權ニ付抵當權ノ設定アルトキ但シ抵當權者ノ同意ヲ得タル時ハ此ノ限ニ在ラス
前項第三號ノ場合ニ於テハ抵當權者ハ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十條 對價ヲ支拂フヘキ者裁定又ハ決定ニ於テ定メタル對價支拂ノ時期迄ニ對價ノ全部
ノ支拂又ハ供託ヲ爲ササルトキハ鑛業權者ハ對價ヲ支拂フヘキ者ニ對シ六十日ヲ下ラサ
ル一定ノ期間内ニ其ノ支拂又ハ供託ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得
前項ノ期間内ニ支拂又ハ供託ナキトキハ裁定又ハ決定ハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 裁定又ハ決定ニ依ル對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタルトキハ政府ハ鑛業權ノ
移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲ス

鑛業權者對價ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ付延期ヲ承諾シタルトキ亦前項ニ同シ此ノ場合ニ
於テ政府ハ對價ノ支拂ヲ受クル權利ヲ有スル者ノ爲移轉又ハ變更アリタル鑛業權ニ付抵
當權設定ノ登録ヲ爲ス

第十二條 第四條乃至第十條ノ規定ハ鑛業權ノ讓渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ件
ヒ必要ナル事業設備ノ讓渡ニ之ヲ準用ス但シ第九條中抵當權トアルハ登記シタル擔保
權、抵當權者トアルハ擔保權者トス

事業設備ヲ讓渡スル旨ノ裁定又ハ決定アリタルトキハ其ノ權利ハ裁定又ハ決定ニ依ル對
價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタルトキ移轉ス

第十三條 本法ニ規定スルモノノ外裁定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十四條 第四條第二項ノ規定ニ依ル裁定又ハ第五條第二項ノ規定ニ依ル決定ニ依リ鑛業
權ヲ取得シ又ハ鑛區ヲ増區セラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ
認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

政府必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十五條 鑛業權者前條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケサル事業計畫ヲ實施シ又ハ同條
第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セスシテ之ヲ實施シタルトキハ政府ハ
鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第十六條 政府重要鑛物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要鑛物ヲ目的トスル鑛
業權者ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命シ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ規格ニ
關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生シタル損失ヲ補償ス

第十七條

政府ハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十八條

本法ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十九條

政府第四條第二項（第十二條第一項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル裁定、第五條第二項（第十二條第一項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル決定、第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル補償ヲ爲サントスルトキハ重要礦物委員會ノ議ヲ經ヘシ

重要礦物委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條第一項ノ規定ニ依ル命令若ハ同條第二項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ怠リ又ハ届出テタル事業計畫ヲ實施セサル者
- 二 第二條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セスシテ之ヲ實施シタル者
- 三 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケサル事業計畫ヲ實施シタル者
- 五 第十四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セスシテ之ヲ實施シタル者

六 第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 - 二 第十七條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者
 - 三 第十七條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又

ハ人ノ業務ニ關シ第二十條又ハ前條第一號若ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ刑ヲ科ス

第二十三條 金礦及砂金ニ關シテハ第二條、第三條、第十六條及第十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年勅令第四百九號ヲ以テ昭和十三年六月十日ヨリ施行）

本法ハ施行後五年間ヲ限り其ノ效力ヲ有ス

本法失效ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

重要礦物増産法施行令

（昭和十三年六月九日
勅令第四百十號）

第一條 本令ニ於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ含ム

第二條 重要礦物増産法第四條第一項ノ規定ニ依ル協議ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

- 一 當該鑛業權者カ事業ニ著手セス又ハ休業中ナルトキ
- 二 鑛利保護上必要アルトキ
- 三 合併施業其ノ他操業ノ合理化ノ爲必要アルトキ

第三條 鑛山監督局長裁定申請書ヲ受理シ又ハ重要礦物増産法第五條第一項ノ規定ニ依ル命令書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該鑛業權ニ付裁定ノ申請又ハ命令アリタル旨ノ登録ヲ爲スヘシ

第四條 對價ヲ支拂フヘキ者對價ノ全部ノ支拂又ハ供託ヲ爲シタルトキハ支拂又ハ供託ヲ重要礦物増産法施行令

爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スヘシ

第五條 鑛業權者對價ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ付延期ヲ承諾シタルトキハ當事者連署ノ上鑛山監督局長ニ其ノ旨ノ届書ヲ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ノ移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲スヘシ

一 第四條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

二 前條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ニ付抵當權設定ノ登録ヲ爲スヘシ

第七條 重要礦物増産法第十條第二項ノ期間内ニ支拂又ハ供託ナキトキハ鑛業權者ハ催告

ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ第三條ノ規定ニ依ル登録ヲ

抹消スヘシ

一 裁定ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタルトキ

二 第六條ノ規定ニ依ル登録ヲ爲ストキ

三 重要礦物増産法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ決定カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

第九條 商工大臣裁定申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ノ副本ヲ當該鑛業權者ニ交付シ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシメ且其ノ申請書ノ要旨ヲ當該鑛業權又ハ事業設備ニ付登録又ハ登記シタル擔保權ヲ有スル者(以下關係人ト稱ス)ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フヘシ

第十條 商工大臣決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ關係人ニ意見書提出ノ機會ヲ與フヘシ

第十一條 裁定又ハ決定ニハ理由ヲ附スヘシ

裁定書又ハ決定書ノ謄本ハ之ヲ申請人、鑛業權者及關係人ニ交付スヘシ

第十二條 裁定又ハ決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外裁定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十四條 本令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテ

モ其ノ效力ヲ有ス

第十五條 重要礦物増産法ニ依リ政府ニ提出シ又ハ政府ヨリ交付スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經テ商工大臣ニ提出シ又ハ商工大臣ヨリ交付スルモノトス

附 則

本令ハ重要礦物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十三年六月十日ヨリ施行)

重要礦物増産法施行規則

(昭和十三年六月九日
商工省令第三十號)

第一條 本則ニ於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ、鑛區トハ砂鑛區ヲ含ム
第二條 重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ但シ製鍊ヲ爲ス場合ヲ除クノ外掘採數量石炭ヲ目的トスルモノニ在リテハ年十五萬噸、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、亞炭又ハ硫黃ヲ目的トスルモノニ在リテハ年一萬噸、其ノ他ノ重要礦物ヲ目的トスルモノニ在リテハ年千噸ニ滿タサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 重要礦物増産法第十四條ノ規定ニ依ル事業計畫ハ商工大臣ノ定ムル期間ニ付鑛山毎ニ之ヲ定ムヘシ

第四條 事業計畫書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 石炭鑛區

- (一) 試錐及採炭ニ關スル計畫ノ概要
- (二) 出炭數量(炭種別ニ記載スヘシ)
- (三) 運搬ニ關スル計畫ノ概要
- (四) 處分方法

二 石炭鑛區以外ノ鑛區

- (一) 探鑛、掘採及選鑛ニ關スル計畫ノ概要
- (二) 掘採數量及品位
- (三) 精鑛數量及品位
- (四) 處分方法

鑛業權者製鍊ヲ爲ス場合ニ於テハ前項第二號ニ掲クル事項ノ外左ニ掲クル事項ヲ記載ス

重要礦物増産法施行規則

ヘシ

- 一 製鍊設備ニ關スル計畫
- 二 操業計畫ノ概要
 - (一) 元礦ノ種類別品位及處理數量
 - (二) 製鍊實收率
 - (三) 製品ノ種類別品位及產出數量
 - (四) 操業日數
- 三 處分方法

第五條 裁定ヲ申請スル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書正副三通ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 當該鑛業權ノ登録番號並ニ鑛業權者及關係人ノ氏名名稱及住所
- 二 申請ノ目的及理由
- 三 對價並ニ其ノ算出ノ基礎及支拂方法
- 四 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ其ノ設備ノ範圍並ニ對價及其ノ支拂方法

五 讓受又ハ鑛區ノ増減後ニ於ケル事業計畫ノ概要

前項ノ申請書ニハ左ニ掲クル書類及圖面ヲ添附スヘシ

- 一 當該鑛業權者トノ協議ノ頭末又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル事由ヲ記載シタル書面
 - 二 鑛區圖及鑛床圖又ハ當該鑛區ノ増減範圍ヲ示シタル圖面及鑛床圖(鑛床圖ハ平面圖及截面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ調製スヘシ)
 - 三 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ建物ノ登記簿ノ謄本
 - 四 會社ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類
 - 五 組合ニ在リテハ契約書
- 關係人アルトキハ前二項ノ規定ニ依ル副本ノ外關係人ノ數ニ應スル申請書及添附圖面ノ副本ヲ提出スヘシ

第六條 重要礦物増産法施行令第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル届出ト同時ニ當事者出頭シ

又ハ書留郵便ヲ以テ登録稅ヲ納付スヘシ

登録稅ノ納付ハ登録稅納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ申請書、届書又ハ登録税納付書ヲ受理セス

一 他ノ鑛山監督局ノ管轄ニ屬スルトキ

二 法令ニ依リ裁定ヲ申請シ得サルモノナルトキ

三 重要礦物増産法施行令第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反シ届書ニ事實ヲ證スル書面ヲ

添附セザルトキ

四 重要礦物増産法施行令第五條ノ規定ニ違反シ届書ニ當事者連署セザルトキ

五 第五條ノ規定ニ違反シ裁定申請書ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ添附スヘキ書類

若ハ圖面ヲ添附セザルトキ

六 第六條ノ規定ニ違反シ登録税ヲ納付セザルトキ

第八條 重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者會社ナルトキハ營業期經過後遲滯ナク財産目錄、

貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ商工大臣ニ提出スヘ

シ

第九條 本則ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ

其ノ效力ヲ有ス

第十條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ重要礦物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十三年六月十日ヨリ施行)

探鑛獎勵金交付規則

(昭和十三年五月二十四日商工省令第二十五號)

改正 (昭和十五年四月十九日商工省令第二十四號)
(昭和十六年四月九日商工省令第二十六號)

第一條 商工大臣ハ銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、

格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛又ハ硫黃ノ探鑛ヲ爲サ

ントスル鑛業權者ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣又ハ福島縣ニ於テ銀鑛、蒼鉛鑛、砒鑛、石炭、

探鑛獎勵金交付規則

亞炭、石膏又ハ重晶石ノ探鑛ヲ爲サントスル鑛業權者ニ對シ亦前項ニ同シ

第二條 獎勵金ノ額ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ヲ限度トス

一 水平坑道(三十度未滿ノ傾斜ヲ有スル斜坑ヲ含ム以下同シ)ニ在リテハ延長一メートルニ付三十圓

二 堅坑(三十度以上ノ傾斜ヲ有スル斜坑ヲ含ム以下同シ)ニ在リテハ延長一メートルニ付九十圓

三 試錐ニ在リテハ延長一メートルニ付二十圓

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 獎勵金ハ探鑛作業カ豫定ノ延長ニ達シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ヲ備ヘ掘鑿ノ狀況及地質鑛床ノ狀態ヲ記載スヘシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ掘鑿ノ狀況及地質鑛床ノ狀態ニ關シ様式第二號又ハ様式第三號ニ依ル報告書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第九條 重大ナル事故ニ因リ探鑛作業ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ遲滯ナク商工大臣ニ報告スヘシ

第十條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探鑛作業ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ探鑛作業ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ探鑛作業ノ中止又ハ探鑛作業計畫ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 探鑛作業カ豫定ノ延長ニ達シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツヘ

第十四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ様式第四號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十五條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ探鑛作業又ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ探鑛作業ノ狀況ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本則又ハ本則ニ基キテ命シタル事項ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 探鑛作業計畫ヲ變更シタルトキ
- 四 探鑛作業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ
- 五 探鑛作業中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

六 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

第十七條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ其ノ鑛山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル様式第一號

何鑛探鑛獎勵金交付申請書

鑛區所在地
 鑛區番號
 登錄年月日 (試掘鑛區ニ限リ)
 鑛山名 (記載スルコト)
 登錄鑛種名

右鑛區ニ於テ何鑛探鑛作業致度候條探鑛獎勵金 圓交付相成度別紙關係書類並ニ探鑛作業

探鑛獎勵金交付規則

計畫ヲ示シタル鑛區圖寫及圖面相添此段及申請候也

年 月 日

住 所

申請人 氏

名 ④

(鑛業權者二人以上ノ場合ハ連署スルコト)

商 工 大 臣 宛

備考 一 鑛區所在地ヲ明示シタル陸地測量部五萬分ノ一地形圖ヲ添附スルコト

二 探鑛作業計畫ヲ示シタル鑛區圖寫及圖面ハ左ノ要領ニ依リ之ヲ調製スルコト

(一) 鑛 區 圖 寫

關係坑口又ハ試錐孔口ノ位置ヲ示シ附近ノ標坑ニ結測シ其ノ方位及距離ヲ記入スルコト

(二) 圖 面

(イ) 平面圖及截面圖トシ縮尺ハ五百分ノ一乃至三千分ノ一トスルコト

(ロ) 鑛床及露頭ト探鑛坑道又ハ試錐孔トノ關係ヲ示スコト

(ハ) 坑口及坑道又ハ試錐孔口及試錐孔ヲ示シ坑道又ハ試錐孔ノ掘進方向及延長ヲ記

入スルコト

(ニ) 各坑道及各試錐孔ノ番號ヲ記入スルコト

(ホ) 坑道掘鑿開始箇所又ハ試錐開始箇所ト坑口トノ距離ヲ記入スルコト但シ新ニ開鑿スル場合ニ於テハ坑口又ハ試錐孔口ト最寄ノ基點トヲ結測シ其ノ方位及距離ヲ記入スルコト

(ハ) 稼行シタル坑道ヲ記入スルコト

別紙

探鑛作業計畫書

一 地質鑛床ノ狀態及從來ノ稼行狀況

(一) 地質鑛床ノ狀態

(鑛床ノ狀態ニ付テハ其ノ種類、形狀、走向、傾斜、幅、延長及深サノ概要、露頭ノ狀況並ニ品位ヲ記載スルコト)

(二) 從來ノ稼行狀況

(イ) 沿革ノ概要

(鑛業權ノ移動、鑛區ノ増減、資本投下ノ狀況等ヲ記載スルコト)

探鑛獎勵金交付規則

探鑛獎勵金交付規則

(ロ) 從來ノ探鑛及探鑛作業ノ狀況

(探鑛及探鑛作業別鑛夫數、一米當リ使用鑛夫數及爆藥使用量、探鑛坑道又ハ試錐孔ノ月平均掘進延長等ヲ記載スルコト)

(ハ) 最近三年間ニ產出シタル粗鑛及精鑛ノ各年ニ於ケル種類別品位及數量竝ニ其ノ處分狀況

(休業中ノ鑛山ニ在リテハ休業前ノモノニ付記載スルコト)

(ニ) 其ノ他參考トナルヘキ事項

二 探鑛作業計畫

(一) 掘鑿スヘキ坑道又ハ試錐孔

(イ) 水平坑道

坑道 番号	坑道名	探鑛作業 ノ目的	掘鑿開 始箇所	坑道掘 進方位	坑道ノ大 サ(米)	掘鑿方法	當該年度 ノ豫定延 長(米)			完成豫 定期間
							手掘	電鑿掘	空鑿掘	
計										

坑道 番号	坑道名	探鑛作業 ノ目的	掘鑿開 始箇所	坑道ノ大 サ(米)	傾斜(度)	掘鑿方法	當該年度 ノ豫定延 長(米)			完成豫 定期間
							手掘	電鑿掘	空鑿掘	
計										

(ロ) 豎坑

坑道 番号	坑道名	探鑛作業 ノ目的	掘鑿開 始箇所	坑道ノ大 サ(米)	傾斜(度)	掘鑿方法	當該年度 ノ豫定延 長(米)			完成豫 定期間
							手掘	電鑿掘	空鑿掘	
計										

探鑛獎勵金交付規則

(ハ) 試 鑽

試 鑽 番 號	探 鑽 作 業 ノ 目 的	試 鑽 開 始 箇 所	地 質	試 鑽 孔 大 小 (呎)	掘 鑿 方 位 及 傾 斜 (度)	試 鑽 方 法	當 該 年 度 ノ 豫 定 延 長 (米)	完 成 豫 定 期 間

備 考

- 一 探鑽作業ノ目的ハ何々鍾向鑽入、何々鍾押又ハ何々鍾下部探鑽ノ如ク簡單ニ記載スルコト
- 二 坑道掘鑿開始箇所又ハ試鑽開始箇所ハ何々坑口ヨリ何米又ハ何々基點ヨリ何度何分、何米ト記載スルコト
- 三 試鑽方法ハ手掘、上總掘、利根式、ヤマト式等ノ如ク記載スルコト
- (二) 探鑽作業ニ従事スル鑽夫ノ職別實員數、一日ノ就業時間、交替制ノ有無及一月ノ

稼働日數

- (當該作業ノ爲鑽夫ノ新規雇入ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ員數及雇入方法ヲ記載スルコト)
- (三) 機械掘ヲ爲ス場合ニ於テハ使用スル鑿岩機又ハ試鑽機及其ノ附帶設備ノ種類、型式、大サ及臺數
- (四) 排水施設ヲ爲ス場合ニ於テハ當該坑道名及排水設備ノ概要
- (五) 原動機ノ種類、キロワット數及臺數
- (電力ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ供給關係ヲ記載スルコト)

様式第二號

何鑽探鑽作業狀況報告書 (昭和 年 月分)

年 月 日

住 所

氏

名 氏

商 工、大 臣 宛

探鑽獎勵金交付規則

探鑛獎勵金交付規則

二二三

備考

- 一 試錐柱狀圖ヲ添附スルコト
- 二 掘鑿工程少キ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ掘鑿狀況ノ欄ニ記載スルコト

様式第四號

何鑛探鑛獎勵金交付申請書

指令番號
 鑛區所在地
 鑛區番號
 鑛山名
 探鑛鑛種名

右鑛區ニ於ケル何鑛探鑛作業完了致候條探鑛獎勵金

圓交付相成度掘鑿ノ狀況及地質

鑛床ノ狀況ヲ示シタル圖面相添此段及申請候也

年 月 日

住 所

申請人 氏

名 印

(鑛業權者二人以上ノ場合ハ連署スルコト)

商工大臣宛

掘鑿ノ狀況及地質鑛床ノ狀況ヲ示シタル圖面ニハ探鑛ノ結果判明セル地質鑛床ノ狀況及
 獎勵金ノ交付ヲ受クヘキ探鑛坑道又ハ試錐孔ノ部分ヲ明示スルコト

附 則 (昭和十六年四月九日 商工省令第二十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

選鑛場設置獎勵規則

(昭和十五年五月十七日 商工省令第三十二號)

選鑛場設置獎勵規則

二二三

第一條 商工大臣ハ銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、硫黃又ハ砂鐵ノ選鑛場ヲ設置セントスル鑛業權者又ハ砂鑛權者ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ノ額ハ選鑛場ノ設置ニ要シタル費用ノ七割以内トス

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 獎勵金ハ選鑛場ノ設置工事完成シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ工事日誌、工事費支出簿及設備臺帳ヲ備ヘ工事日誌ニハ工事ノ狀況ヲ、工事費支出簿ニハ工事ニ關スル支出ヲ、設備臺帳ニハ設置シタル

機械器具其ノ他ノ設備ヲ記載スヘシ

工事費支出簿ニ記載シタル支出ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クヘシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ工事日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ工事ノ狀況ニ關シ様式第二號ニ依ル報告書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第九條 重大ナル事故ニ因リ選鑛場ノ設置工事ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ遲滞ナク商工大臣ニ報告スヘシ

第十條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者選鑛場ノ設置工事ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權又ハ砂鑛權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ選鑛場ノ設置工事ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 選鑛場ノ設置工事完成シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ様式第三號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル選鑛場ハ工事完成ノ日ヨリ五年間ハ商工大臣

ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第十五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル選鑛場ノ事業主ハ工事完成ノ日ヨリ五年間毎月ノ事業ノ狀況ニ關シ様式第四號ニ依ル事業月報ヲ翌月十五日迄ニ商工大臣ニ提出スヘシ

前項ノ事業主前項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ其ノ休止シタル事業ヲ再ヒ開始シタルトキ亦同シ
前項ノ廢止又ハ休止ノ届書ニハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載スヘシ

第十六條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ選鑛場ノ設置工事若ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類若ハ工事ノ狀況ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ
一 本則又ハ本則ニ基キテ命シタル事項ニ違反シタルトキ

- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 三 選鑛場ノ設置工事計畫ヲ變更シタルトキ
 - 四 選鑛場ノ設置工事ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ
 - 五 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ
 - 六 選鑛場ノ設置工事ノ支出額カ豫算額ニ比シ著シク相違スルトキ
- 第十八條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ選鑛場ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一號

選鑛場設置獎勵金交付申請書

鑛區(砂鑛區)所在地
鑛區(砂鑛區)番號
鑛 山 名

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場設置獎勵規則

鑛種名
選鑛場名

選鑛場設置致度候條設置獎勵金
圓交付相成度別紙選鑛場設置計畫書、選鑛場設置費
豫算書及參考書類相添此段及申請候也

年 月 日

住 所

申請人 氏

名 印

商 工 大 臣 宛

備考 一 二人以上ノ鑛業權者又ハ砂鑛權者カ共同シテ選鑛場ヲ設置セントスル場合ニ於テハ連署ヲ以テ申請スルコト

二 參考書類トシテハ個人ニ在リテハ資金ノ調達方法ヲ記載セル書面ヲ、法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、財産目録及貸借對照表ヲ添附スルコト

別 紙

選鑛場設置計畫書

一 選鑛場設置場所

(設置場所ヲ明示シタル陸地測量部五萬分ノ一地形圖ヲ添附スルコト)

二 選鑛場ノ一日ノ處理能力

三 選鑛元鑛ノ種類別品位及一月ノ種類別處理量

(二以上ノ鑛山ノ鑛石ヲ取扱フ場合ニ於テハ產出鑛山別ニ記載スルコト)

四 精鑛ノ種類別品位及一月ノ種類別產出量

五 選鑛場ノ敷地面積並ニ敷地所有者及敷地カ自己ノ所有ニ係ラサル場合ニ於テハ其ノ使用ノ權利ニ關スル事項

(土地使用契約濟ナル場合ニ於テハ其ノ契約書寫ヲ添附スルコト)

六 土木工事及建物建設工事ノ概要

(仕様書及建物ノ設計圖ヲ添附スルコト)

七 機械器具類

(機械器具類ノ名稱、箇數、新古別、型式、大サ、能力、用途、製造者及購入先ヲ記載シ其ノ配置圖ヲ添附スルコト)

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場設置獎勵規則

- 八 選鑛方法
 - 九 動力ノ種類及キロワット數
 - 十 一月ノ操業日數及一日ノ操業時間
 - 十一 使用技術者數及使用鑛夫數
 - 十二 附近ノ地形及地目竝ニ選鑛場ト坑口トノ關係
(圖面ヲ以テ示スコト)
 - 十三 工事ノ著手及完成ノ期日
- 選鑛場設置費豫算書
- 一 土木工事費

費目	數量	單價	金額	備考
地形費				
立木伐採				
岩石切取				
土砂盛土				
.....				
計				

二 建物建設工事費

費目	數量	單價	金額	備考	土留工事費		合計
					練積石垣	木造土留	
排水溝					計		
.....					費		
.....					計		
.....					合計		

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場設置獎勵規則

二三二

合計	機械選鑛場 浮游選鑛場								
----	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

三 機械器具類設置費

費目	數量	單價	金額	運搬費	基礎工事費	据付費	計	備考
何式何番機型								
碎式何番機型								
何式何番機型								
濃式何番機型								
合計								

備考 機械類ノ運搬費、基礎工事費及据付費ハ機械ノ種類毎ニ記載シ難キ場合ニ於テハ一括シテ之ヲ記載スルコト

四 附帯工事費

費目	數量	單價	金額	備考
鐵管類 シヤフテイング				
合計				

五 總計

様式第二號

選鑛場設置工事狀況報告書(昭和 年 月分)

年 月 日

住所

氏

名

商工大臣宛

選鑛場設置獎勵規則

二三三

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場設置獎勵規則第八條ノ規定ニ依リ左ノ通及届出候也

指 令 番 號	鑛區 (砂鑛區) 番號	鑛 山 名	選 鑛 場 名	土 木 工 事	建 物 建 設 工 事	機 械 器 具 据 付 工 事	附 帶 工 事

様式第三號

選鑛場設置獎勵金交付申請書

指 令 番 號
 鑛區 (砂鑛區) 所在地
 鑛區 (砂鑛區) 番號

鑛 山 名
 鑛 種 名
 選 鑛 場 名

選鑛場設置工事完成致候條選鑛場設置獎勵金 圓交付相成度工事費支出明細書相添此
 段及申請候也

年 月 日

住 所

申請人氏

名 印

商 工 大 臣 宛

備考 一 二人以上ノ鑛業權者又ハ砂鑛權者カ共同シテ選鑛場ヲ設置シタル場合ニ於テハ連署ヲ
 以テ申請スルコト

二 工事費支出明細書ハ設置費豫算書ノ様式ニ準シテ之ヲ作成シ決算額カ豫算額ト著シク
 相違スル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

様式第四號

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場設置獎勵規則

選鑛場事業月報 (昭和 年 月分)

年 月 日

住 所

氏

名 ①

商 工 大 臣 宛

選鑛場設置獎勵規則第十五條ノ規定ニ依リ左ノ通及届出候也

指 令 番 號

鑛 區 (砂鑛區) 番 號

鑛 山 名

選 鑛 場 名

- 一 元鑛ノ品位及數量
- 二 精鑛ノ種類別品位及數量
- 三 鑛尾ノ品位及數量
- 四 選鑛實收率

- 五 操業日數
- 六 精鑛ノ處分狀況

鑛山機械化獎勵規則

(昭和十六年四月二十一日)
商工省令第三十一號

第一條 商工大臣ハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、硫黃、砂金又ハ砂鐵ノ掘鑿作業又ハ運搬作業ヲ機械化セントスル鑛業權者又ハ砂鑛權者ニ對シ掘鑿用機械又ハ運搬用機械ノ購入ニ付本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

前項ノ掘鑿用機械又ハ運搬用機械ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 獎勵金ノ額ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ヲ限度トス

- 一 掘鑿用機械ニ在リテハ其ノ購入ニ要シタル費用ノ七割

鑛山機械化獎勵規則

- 二 運搬用機械ニ在リテハ其ノ購入ニ要シタル費用ノ三割
- 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ
- 第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ
- 第五條 獎勵金ハ機械ノ受渡完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 重大ナル事故ニ因リ機械ノ購入ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ遲滯ナク商工大臣ニ報告スヘシ
- 第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者機械ノ購入ヲ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ
- 第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權又ハ砂鑛權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ當該機械ヲ購入シ掘鑿作業又ハ運搬作業ノ機械化ヲ承繼セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ機械ノ購入ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十一條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ購入シタル機械ハ其ノ受渡ノ日ヨリ五年間（鑿岩機ニ在リテハ二年間）ハ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ事業場ニ移轉スルコトヲ得ス

第十二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者機械ノ受渡ノ日ヨリ五年内（鑿岩機ニ在リテハ二年内）ニ機械ノ使用ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ其ノ休止シタル機械ノ使用ヲ再ヒ開始シタルトキ亦同シ

第十三條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

鑛山機械化獎勵規則

- 一 本則ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 第三條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキ
- 四 機械ノ購入ヲ廢止シタルトキ
- 五 機械ノ購入ノ中止ノ命令ヲ受ケタルトキ
- 六 正當ノ事由ナクシテ機械ノ使用ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキ
- 七 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

第十四條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ鑛山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一號

鑛山機械化獎勵金交付申請書
鑛區(砂鑛區)所在地

鑛區(砂鑛區)番號
鑛 山 名
鑛 種 名
右鑛山ニ於ケル何作業ヲ機械化致度候條獎勵金
此段及申請候也

圓交付相成度別紙機械化計畫書相添

年 月 日

住 所

申請人 氏 名 印

(鑛業權者又ハ砂鑛權者二人
以上ノ場合ハ連署スルコト)

商 工 大 臣 宛

別 紙

機械化計畫書

一從來ノ稼行狀況

鑛山機械化獎勵規則

住 所

申請人 氏

名 印

(鑛業權者又ハ砂鑛權者二人
以上ノ場合ハ連署スルコト)

商工大臣宛

鑛業警察規則

(昭和四年十二月十六日
商工省令第二十一號)

改正 昭和十六年五月十四日

商工省令第四十五號

第一條 採掘權者技術管理者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添ヘ其ノ旨鑛山監督局
長ニ届出ツヘシ

常時百五十人以上ノ鑛夫ヲ雇傭スル鑛山ノ採掘權者ハ技術管理者ヲ選任スヘシ但シ作業
ノ狀況ニ依リ危害又ハ衛生上有害ノ虞少キ場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ之ヲ

選任セサルコトヲ得

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ常時百五十人未滿ノ鑛夫ヲ雇傭スル鑛山ノ採掘權
者ニ對シ技術管理者ノ選任ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ技術管理者ノ増員ヲ命スルコ
トヲ得

前三項ノ場合ニ於テ技術管理者死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキハ採掘權者ハ遲滯ナク其
ノ後任者ヲ選任スヘシ

第二項乃至第四項以外ノ場合ニ於テ技術管理者死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキハ採掘權
者ハ遲滯ナク其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第二條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ採掘權者ニ對シ技術管理者ノ改任ヲ命スル
コトヲ得

第三條 技術管理者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ

- 一 帝國大學、大學令ニ依ル大學又ハ實業專門學校ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修
メ之ヲ卒業シタル者ニシテ一年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

二 鑛業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ一年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

三 工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ)ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

四 鑛業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ三年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

石炭山ニ於テ五年以上其ノ鑛業ノ技術ニ關スル實務ニ從事シタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス鑛山監督局長ノ銓衡ヲ經テ之ヲ石炭山ノ技術管理者ニ選任スルコトヲ得石炭山以外ノ鑛山ニ於テ五年以上其ノ鑛業ノ技術ニ關スル實務ニ從事シタル者石炭山以外ノ鑛山ニ付亦同シ

第四條 技術管理者ハ技術ニ關スル一切ノ事項ヲ管理ス

第五條 採掘權者二人以上ノ技術管理者ヲ選任シタルトキハ其ノ權限ヲ定メ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第六條 採掘權者ハ技術管理者ヲシテ二以上ノ鑛山ノ技術管理者ヲ兼ネシムルコトヲ得ス

但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 採掘權者ハ技術管理者旅行、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行ハシムル爲第三條ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ代理者ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ代理者ハ豫メ之ヲ選任スルコトヲ得

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ採掘權者ニ對シ第一項ノ代理者ノ選任ヲ命スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依リ代理者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添ヘ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

代理者ハ其ノ職務ヲ行フ期間本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ技術管理者ト看做ス

第八條 技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)危害又ハ衛生上有害ノ虞アリト認ムルトキハ遲滯ナク應急又ハ豫防ノ處置ヲ爲スヘシ

第九條 鑛業權者本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ヲ選任シタルトキハ
遲滯ナク履歷書ヲ添ヘ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ
前項ノ係員死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキハ鑛業權者ハ遲滯ナク其ノ旨鑛山監督局長ニ
届ツヘシ

第十條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ本則其ノ他鑛業警察ニ關ス
ル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改任又ハ増員ヲ命スルコトヲ得

第十一條 本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ニシテ二十歳以上ノモノノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ

一 帝國大學、大學令ニ依ル大學又ハ實業專門學校ニ於テ擔任ノ技術ニ關スル學科ヲ修
メ之ヲ卒業シタル者ニシテ六月以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

二 擔任ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ六月以上其ノ
實務ニ從事シタルモノ

三 工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ又ハ高等
小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ)ニ於テ擔任ノ技術ニ關ス

ル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者ニシテ一年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

四 擔任ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ一年以上其ノ
實務ニ從事シタルモノ

五 中學校ヲ卒業シタル者ニシテ二年以上擔任ノ職務ニ關スル作業ニ從事シタルモノ

六 前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ二年以上擔任ノ職務ニ關スル作
業ニ從事シタルモノ

七 尋常小學校ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上擔任ノ職務ニ關スル作業ニ從事シタルモノ

前項第五號乃至第七號ノ期間ハ安全燈係員、發破係員及衛生係員ニ付テハ一年以上トス

第十二條 鑛業權者ハ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ヲシテ二以上ノ
鑛山ノ係員又ハ二以上ノ係員ヲ兼ネシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ鑛
山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 採掘權者ハ坑内保安係員ヲ選任スヘシ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ採掘權者ニ對シ坑外保安係員ノ選任ヲ命スルコト
ヲ得

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ試掘權者ニ對シ坑内保安係員又ハ坑外保安係員ノ選任ヲ命スルコトヲ得

第十四條 坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ坑内保安係員ハ坑内ノ保安ニ關スル事項、坑外保安係員ハ坑外ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル但シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル他ノ係員ノ掌ル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ毎日鑛夫ノ就業場所、通行場所其ノ他危險ノ虞アル場所ヲ巡視シ落磐、瓦斯爆發其ノ他ノ危險ノ有無ヲ検査スヘシ危險又ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ遲滯ナク作業ノ中止、通行ノ遮斷其ノ他ノ應急處置ヲ爲シ技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受クヘシ

坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ保安日誌ヲ作り巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及危害豫防ニ付爲シタル處置ヲ記入スヘシ

第十五條 落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他危害豫防ノ設備ヲ爲スヘシ
採炭夫ヲシテ採炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於テハ其ノ支柱方法ヲ定メ之ヲ

遵守セシムヘシ

第十六條 採鑛又ハ掘進中特ニ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱材其ノ他ノ坑内支持ニ必要ナル材料ヲ其ノ落磐防止ノ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スヘシ

第十七條 坑道ノ掘進其ノ他掘鑿ヲ爲ス場合ニ於テ水又ハ瓦斯ノ噴出ニ因ル危害發生ノ虞アルトキハ先進鑽孔ノ穿鑿其ノ他適當ナル處置ヲ爲スヘシ

第十八條 衛生及危害豫防ニ必要ナル分量ノ空氣ヲ坑内ニ給送スル爲通氣施設ヲ爲スヘシ
第十九條 扇風機ニ依リ通氣(局部通氣ヲ除ク)ヲ爲ス場合ニ於テハ坑内通氣ノ氣壓測定器ヲ備付クヘシ

坑内保安係員ハ通氣簿ヲ作り毎日前項ノ氣壓測定器ノ示度ヲ之ニ記入スヘシ

第二十條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ坑内ニ就業セシムル石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 氣壓計及溫度計ヲ坑口附近ノ適當ナル場所ニ備付クルコト
- 二 坑内通氣圖ヲ作り坑内ニ於ケル通氣路及通氣ノ方向竝ニ通氣裝置及通氣量測定箇所ノ位置ヲ記入スルコト

- 三 坑内保安係員ハ通氣簿ヲ作り毎日氣壓計及溫度計ノ示度ヲ記入スルコト
- 四 坑内保安係員ハ三十日以内毎ニ測風器ヲ以テ通氣量ノ測定ヲ爲シ且揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ可燃性瓦斯ノ検査ヲ爲スコト但シ通氣ニ異常アリト認ムルトキ又ハ通氣系統ヲ變更シタルトキハ其ノ都度測定及検査ヲ爲スヘシ
- 五 坑内保安係員ハ前號ノ測定ノ結果ヲ通氣簿ニ、検査ノ結果ヲ保安日誌ニ記入スルコト

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項以外ノ鑛山ニ付前項各號ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二十一條 坑内ニ可燃性瓦斯存スルコトヲ發見シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第二十二條 坑内ニ可燃性瓦斯存スル鑛山ニ於テハ坑内保安係員ハ毎日揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スル處アル場所ニ付其ノ分量ヲ測定シ其ノ結果ヲ保安日誌ニ記入スヘシ
前項ノ測定ハ鑛夫ノ入坑時前六時間以内ニ之ヲ爲スヘシ

第二十三條 坑内作業場ニ於ケル可燃性瓦斯含有率ハ百分ノ二以下ト爲シ坑内通行場所ニ於テハ百分ノ三以下ト爲スヘシ但シ特ニ安全ナル方法ニ依リ通氣改良ニ關スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

坑内保安係員ハ可燃性瓦斯含有率百分ノ二ヲ超ユル場所ニハ一定ノ警標ヲ掲ケ百分ノ三ヲ超ユル場所ニハ柵圍其ノ他通行遮斷ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十四條 可燃性瓦斯存スル坑内ニ於ケル火番所ハ入氣坑道内ノ安全ナル場所ニ之ヲ設クヘシ

第二十五條 坑内ニ於ケル可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スル處アル場所ニ在リテハ安全燈及安全電燈(携帯用安全電燈及安全裝置ヲ施シタル定著電燈)以外ノ燈火ヲ使用スルコトヲ得ス

運搬又ハ通氣ノ關係上同一區域ト認メ得ヘキ坑内區域ノ一部ニ可燃性瓦斯存スル場合ニ於テハ其ノ存セサル部分ニ在リテモ安全燈及携帯用安全電燈以外ノ携帯用燈火ヲ使用スルコトヲ得ス

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ其ノ使用スル安全燈又ハ安全電燈

ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第二十六條 坑内ニ於テ使用スル安全燈ノ構造ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 鎖鑰ヲ完全ナラシムルコト
- 二 針金ノ直徑〇・三乃至〇・四ミリメートルニシテ一平方センチメートルニ付百四十四箇以上ノ篩目ヲ有スル金屬製網筒ヲ二重ニ備ヘ其ノ内側ノ網筒ハ鐵製又ハ鋼製ト爲スコト

三 硝子筒ハ堅牢ニシテ溫度ノ激變ニ耐ユルモノト爲スコト

四 各部分品ノ接合部ハ空氣ノ侵入セサル構造ト爲スコト

第二十七條 坑内ニ於テ安全燈又ハ携帯用安全電燈ヲ使用スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 安全燈係員ヲ選任スルコト
- 二 安全燈又ハ携帯用安全電燈ノ取扱ヲ爲サシムル爲安全燈室ヲ設クルコト、其ノ揮發油ヲ注入スル場所ノ内部ハ之ヲ不燃性ナラシムルコト
- 三 坑内ニ在リテハ火番所以外ノ場所ニ於テ安全燈ノ鎖鑰ヲ開キ點火セシメサルコト

四 毀損其ノ他ノ故障ニ因リ安全燈又ハ携帯用安全電燈ヲ坑内ニ於テ交換セシムル場合ニ於テハ火番所、見張所其ノ他一定ノ場所ニ豫備品ヲ備付ケ同所ニ於テ交換セシムルコト

第二十八條 安全燈係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ安全燈及携帯用安全電燈ノ検査ヲ爲シ其ノ掃除及授受ヲ監督スヘシ但シ坑内火番所ニ於テ再點火ヲ爲ス場合ニ於ケル検査ニ限り鑛業權者ノ選定シタル助手ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

安全燈係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 安全燈及携帯用安全電燈ノ各部分品及組立後ノ各接合部ヲ検査シ異狀ナシト認メ鎖鑰ヲ施シタル後ニ非サレハ之ヲ交付セシメサルコト
- 二 安全燈日誌ヲ作り安全燈及携帯用安全電燈ノ總數、使用數、破損及修理ノ狀況竝ニ其ノ検査、掃除及授受ニ關スル事項ヲ記入スルコト

第二十九條 坑内ニ於テ安全燈ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 安全燈ヲ開カサルコト

- 二 安全燈ヲ濫ニ天井ニ接近セシメサルコト、顛倒又ハ毀損ノ虞アル場所ニ之ヲ置カサルコト
 - 三 安全燈ヲ濫ニ振動シ又ハ傾斜セシメサルコト
 - 四 安全燈ヲ點火シタル儘坑内ニ置去ラサルコト
 - 五 安全燈ノ火焰ヲ濫ニ伸大セサルコト
 - 六 安全燈ノ火焰伸大シタル場合ニ於テハ安全燈ヲ靜カニ下スコト、消火ヲ要スルトキト雖モ之ヲ放棄シ又ハ吹消ササルコト
 - 七 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滯ナク消火スルコト
- 第三十條 坑内ニ於テハ燈火用トシテ石油又ハ魚油ヲ使用スルコトヲ得ス但シ油煙ヲ發セサル裝置ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十一條 可燃性瓦斯存スル坑内ニ於テハ火番所以外ノ場所ニ於テ喫煙ヲ爲シ又ハ當該係員ノ指揮ニ依ル場合ノ外發火具、喫煙具若ハ煙草ヲ携帯スルコトヲ得ス
- 第三十二條 爆發藥ヲ使用スル者ニ對シテハ裝填用込物トシテ粘土其ノ他發火又ハ引火ノ虞ナキ物ヲ交付スヘシ

第三十三條 爆發藥ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ナイトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ之ヲ融解セサルコト
- 二 裝填ハ鐵製具ヲ以テ之ヲ爲ササルコト、「ナイトログリセリン」爆發藥又ハ棉火藥ノ裝填ニハ木製ノ込棒以外ノモノヲ使用セサルコト
- 三 爆發藥ノ裝填用込物ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル物ノ外之ヲ使用セサルコト
- 四 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シタル後ニ非サレハ之ヲ爲ササルコト
- 五 點火後爆發セサルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ小クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非サレハ爆發藥裝填箇所ニ近寄ラサルコト
- 六 不發ノ裝藥及其ノ込物ハ之ヲ掘出ササルコト、此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ危險ナカラシムル爲適當ノ處置ヲ爲スコト

第三十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ可燃性瓦斯ノ存シ若ハ存スル虞アル場所又ハ乾燥炭塵存スル場所ニ於ケル發破ヲ行ハシムル爲鑛業權者ニ對シ發破係員ノ選任

ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 發破係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ爆發藥ノ點火其ノ他發破ニ關スル事項ヲ掌ル但シ爆發藥ノ携帶又ハ裝填ニ限リ鑛業權者ノ選定シタル助手ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

發破係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 發破ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ都度點火前其ノ箇所ノ周圍少クトモ五メートルノ區域ニ亘リ可燃性瓦斯ニ付揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ其ノ分量ヲ測定シ且炭塵ニ付危險ノ有無ヲ檢査スルコト

二 坑内ニ於ケル可燃性瓦斯含有率百分ノ一以上ノ場所ニ於テハ發破ヲ行ハサルコト但シ其ノ含有率百分ノ二以下ノ場所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

三 空發其ノ他危險ノ虞ナカラシムル爲裝填前鑽孔ノ位置、狀態及深サヲ檢査スルコト

四 乾燥炭塵存スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非サレハ同一場所ニ於テ一時ニ二發以上ノ發破ヲ行ハサルコト

五 隣接場所ニ於テ順次ニ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ之ヲ爲スコト

六 發破係員ハ發破日誌ヲ作り發破ノ場所毎ニ左記事項ヲ記入スルコト

イ 第一號及第三號ノ測定及檢査ノ結果

ロ 發破ノ回數

ハ 各鑽孔ニ於ケル爆發藥、雷管及導火線ノ種類及數量

ニ 點火ノ方法

ホ 不發ノ場合ニ於テ爲シタル處置

ヘ 助手ヲ使用シタル場合ニ於テハ其ノ氏名

第三十六條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ其ノ使用スル爆發藥、

雷管、導火線又ハ電氣點火器ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ可燃性瓦斯ノ存シ若ハ存スル處アル場所又ハ乾燥炭塵ノ存スル場所ニ付一鑽孔ニ裝填スル爆發藥ノ數量ヲ其ノ種類毎ニ制限スルコトヲ得

第三十七條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ其ノ奥部ニ於テ連絡ス

ル二以上ノ通路ヲ以テ地表ニ連絡セシムヘシ

前項ノ通路ハ適當ナル間隔ヲ保有セシメ常ニ出入ニ支障ナカラシムヘシ

前二項ノ規定ハ枝坑ニシテ同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムルモノニ付之ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ堅坑、斜坑又ハ坑道ヲ開鑿スル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セス

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ同時ニ五十人未滿ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ付

第一項乃至第三項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第三十八條 坑内梯子道(非常用ノモノヲ除ク)ヲ設クル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシメ傾斜八十度以内ト爲スコト

二 十メートル以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト但シ長サ十五メートル以内ノ梯子道ニ於テハ

踏棚ヲ設ケサルコトヲ得

三 昇降ヲ便ナラシムル爲梯子ハ其上端ヲ六十センチメートル以上突出セシメテ設ク

ル等適當ナル設備ヲ爲スコト

四 堅坑又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テ梯子道ノ外捲揚装置ヲモ設クル場合ニ於テハ板仕切其ノ他ノ隔壁ヲ設クルコト

第三十九條 捲揚装置ニ依リ人ヲ昇降セシムル堅坑又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テハ何時ニテモ捲揚装置ニ依ラスシテ出入シ得ヘキ他ノ通路アル場合ノ外非常梯子道ヲ設クヘシ

第四十條 當該係員又ハ當該係鑛夫ニ非サレハ自動車道、捲揚車道若ハ無極綱索軌道ノ車輛又ハ機關車ニ依リ運轉スル車輛ニ乗車スルコトヲ得ス但シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケテ危険豫防ノ施設ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 自動車道、捲揚車道又ハ斜坑ニ於ケル無極綱索軌道ニ依リ車輛ヲ運轉スル場合ニ於テハ逸走豫防ノ施設ヲ爲スヘシ

第四十二條 自動車道、捲揚車道、無極綱索軌道又ハ機關車ヲ運轉スル軌道ヲ設ケタル坑道ハ之ヲ常時通行ニ供スルコトヲ得ス但シ軌道ノ傍側ニ步道ヲ設ケタル場合又ハ白色ノ標示ヲ爲シタル回避所ヲ適當ノ間隔ニ設ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス専用通行坑道ノ設置ヲ命

スルコトヲ得

第一項但書ノ回避所ヲ設ケタル場合ニ於テモ鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ軌道ノ傍側ニ步道ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第四十三條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ通行坑道ノ分岐點其ノ他必要ナル場所ニ坑道ノ名稱ヲ揭示シ且出口ノ方向ヲ指示スヘシ

第四十四條 捲揚裝置ヲ設ケタル堅坑及坑井竝ニ自動車道、捲揚車道及無極綱索軌道ヲ設ケタル坑道ニハ人聲ヲ以テ合圖ヲ爲シ得ル場合ノ外信號裝置ヲ設クヘシ

第四十五條 堅坑又ハ四十度以上ノ斜坑ヲ開鑿スル場合ニ於テハ土石等ノ墜落ニ因ル危害ヲ豫防スル爲適當ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十六條 堅坑、坑井、手掘油井又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テハ其ノ坑口及他ノ坑道ト交叉スル箇所ニ蓋、柵圍其ノ他墜落豫防ノ施設ヲ爲スヘシ

堅坑、坑井、手掘油井若ハ四十度以上ノ斜坑ノ内部又ハ堅坑、油井若ハ試錐孔ノ槽上又ハ架空索道ノ支柱上ニ於テ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱其ノ他ノ墜落豫防法ヲ講スヘシ

第四十七條 不用ノ堅坑、坑井、手掘油井又ハ四十度以上ノ斜坑ニハ坑口ノ閉塞其ノ他墜

落豫防ノ施設ヲ爲スヘシ

第四十八條 不用ノ坑道又ハ坑内採掘跡ニハ柵圍其ノ他通行遮斷ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十九條 坑内ニ於ケル見張所及火番所ニ在リテハ消火器又ハ砂ヲ備付クル等適當ナル

消火施設ヲ爲スヘシ

前項ノ場所ヲ除クノ外坑内ニ於ケル唧筒座、捲揚機械場其ノ他火災發生ノ虞アル場所ニ在リテハ防火施設ヲ爲シ且前項ノ消火施設ヲ爲スヘシ

第五十條 石油坑口又ハ貯油場ノ周圍十メートル以内ニ於テハ發火具、裸火其ノ他危険ナル火氣ヲ使用シ又ハ喫煙ヲ爲スコトヲ得ス石油精製場又ハ天然揮發油採收場ニ於ケル油類、可燃質瓦斯ノ貯藏、取扱ヲ爲ス場所ノ周圍十メートル以内ニ付亦同シ

第五十一條 鑛業權者ハ汽罐、原動機、坑内通氣用主要扇風機、捲揚裝置其ノ他危害豫防上特別ノ注意ヲ要スル機械又ハ裝置ヲ設ケタル場合ニ於テハ機械保安係員ヲ選任スヘシ

第五十二條 機械保安係員ハ技術管理者（技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者）ノ指揮ヲ受ケ前條ノ機械及裝置ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル

機械保安係員ハ毎日前條ノ機械及裝置ニ付異狀ノ有無ヲ檢査スヘシ異狀アリト認ムルトキ

ハ適當ナル處置ヲ爲シ遲滯ナク技術管理者（技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者）ノ指揮ヲ受クヘシ

機械保安係員ハ機械保安日誌ヲ作り検査ノ都度機械及裝置ノ操作及保全ノ狀況、修理及休止、危害豫防ニ付爲シタル處置其ノ他重要ナル事項ヲ記入スヘシ

第五十三條 機械又ハ裝置ノ危険ナル部分ニハ柵圍、被覆其ノ他危害豫防ノ施設ヲ爲スヘシ

第五十四條 人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置ヲ設クル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 制動機及深度指示器ヲ備フルコト
 - 二 捲揚超過ヨリ生スル危害豫防ノ設備ヲ爲スコト
 - 三 捲揚臺ニハ上蓋ヲ備ヘ且墜落豫防ノ設備ヲ爲スコト
 - 四 捲揚臺ヲ支持スル附屬金具及捲綱ハ最大荷重ノ少クトモ十倍ニ耐ユルモノナルコト
- 但シ捲綱切斷ニ因ル危害ヲ豫防スル施設ヲ爲シタル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ最大荷重ノ八倍ニ耐ユル捲綱ヲ用フルコトヲ得

五 綜合セタル捲綱ヲ用ヒサルコト

第五十五條 汽罐、架空索道、機關車ヲ運轉スル軌道、坑外無極綱索軌道、延長一キロメートル以上ノ坑外軌道（機關車ヲ運轉スル軌道及坑外無極綱索軌道ヲ除ク）、人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置、原動機ヲ使用スル選鑛場、燒鑛場、製鍊場、石油精製場、天然揮發油採收場又ハ容量五十キロリットル以上ノ石油「タンク」（石油精製場又ハ天然揮發油採收場ニ附屬スルモノヲ除ク）ヲ設ケントスル場合ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ具シ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ

一 汽 罐

- (一) 設置場所
- (二) 使用目的
- (三) 型式、構造（安全弁ノ種類、直徑及箇數ヲモ記載スルコト）及主要寸法
- (四) 火格子面積及傳熱面積
- (五) 最大常用壓力
- (六) 水壓試験ヲ爲シタル年月日及其ノ成績

- (七) 製作所名、製作年月及修繕其ノ他履歴ノ概要
- (八) 煙突ノ構造、材料、直徑、高さ及圖面
- (九) 汽罐ノ設計圖及据付圖面
- (十) 焚炭機、通風機、蒸氣過熱機、給水機、給水加熱機其ノ他汽罐附屬ノ機械及裝置ノ型式、構造及主要寸法並ニ其ノ配置圖
- (十一) 附近ニ於ケル建設物、道路、石油坑井等トノ關係圖
- (十二) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期

二 架空索道

- (一) 使用目的
- (二) 方式、延長及最大運搬量
- (三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差
- (四) 最大徑間及往復兩線ノ間隔
- (五) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (六) 傳動裝置及曳索、緊張裝置ノ構造(重錘ノ重量ヲモ記載スルコト)、主要寸法

並ニ配置圖

- (七) 軌索、緊着裝置ノ構造及主要寸法
- (八) 制動機ノ種類及構造
- (九) 搬器及扼索裝置ノ構造說明圖
- (十) 搬器ノ自重、最大積載重量及搬器相互間ノ間隔
- (十一) 綱索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十二) 支柱及綱索支持裝置ノ種類、構造及主要寸法
- (十三) 綱索ノ最大運轉速度
- (十四) 信號裝置
- (十五) 道路、建設物等ニ對スル保安設備
- (十六) 線路平面圖及線路縱斷面圖(線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停留場ノ位置、線路ノ左右二十米以內ノ地形、道路ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線路中心線ニハ支柱ノ位置ノ杆程及百米毎ニ杆ヲ明示スルコト)

(線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縦ハ二百五十分ノ一以上トシ停留場ノ位置、支柱ノ位置及高サ竝ニ支柱及兩極ノ基面ノ高距ヲ記載シ線路中心線ニハ支柱ノ位置ノ籽程及百米毎ニ籽程ヲ明示スル事)

(十七) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期

三 機關車ヲ運轉スル軌道

(一) 使用目的

(二) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差竝ニ軌道ノ延長

(三) 最小曲線半徑及最急勾配

(四) 軌間、單線又ハ複線ノ區別(複線ニ在リテハ軌道ノ中心間隔ヲ記載スルコト)及軌條ノ單位長ノ重量

(五) 坑道又ハ隧道ノ長サ、幅、高サ、軌道ノ中心ヨリ坑道又ハ隧道ノ兩側迄ノ距離

(六) 橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造

(七) 機關車ノ種類、型式、自重、牽引力及主要寸法竝ニ製作所名及製作年月

(八) 蒸氣機關車ニ在リテハ機關ノ型式、キロワット數、回轉數、主要寸法、働輪ト

ノ接續方法、汽罐ノ構造(安全弁ノ種類、直徑、筒數、煙室ニ於ケル火粉止裝置及灰箱ニ於ケル灰燼止裝置ヲモ記載スルコト)、主要寸法竝ニ火格子面積、傳熱面積、最大常用壓力水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績、機關車附屬給水機ノ種類、能力、筒數竝ニ機關車ノ燃料及給水ノ積載量

(九) 內燃機關車ニ在リテハ發動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法及働輪トノ接續方法竝ニ機關車ノ燃料ノ種類及積載量

(十) 壓縮空氣機關車ニ在リテハ機關ノ構造、キロワット數、廻轉數及主要寸法竝ニ壓縮空氣槽ノ構造(安全弁ノ種類、直徑及筒數ヲモ記載スルコト)、主要寸法、最大常用壓力、水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績

(十一) 制動機ノ種類及構造

(十二) 警報及照明ノ裝置

(十三) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量又ハ搭乘定員

(十四) 最大連結車輛數及車輛相互間ノ連結裝置ノ構造説明圖

(十五) 最大運轉速度

- (十六) 信號裝置
- (十七) 交通頻繁ナル踏切ニ對スル保安設備
- (十八) 機關車ノ設計圖
- (十九) 線路平面圖及線路縱斷面圖(線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停留場、坑道、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ位置、線路ノ左右二十米以内ノ地形、道路ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑、單線複線ノ分界點ノ杆程及百米毎ニ杆程ヲ明示スルコト、停留場、坑道、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ部分ニ付テハ縮尺千分ノ一以上ノ圖面ニ軌道及坑道ノ交叉點又ハ軌道相互ノ交叉點ニ於ケル角度、待避線、轉轍器ノ位置、信號裝置ノ位置、乘降場、步道等ヲ記載スルコト、坑道、隧道、雪覆、橋梁又ハ棧橋ニ付テハ縮尺百分ノ一以上ノ橫斷面圖ヲ添附スルコト)
- (線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ二百五十分ノ一以上トシ停留場、坑道、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ地磬ノ高さ、施行基面ノ高さ、線路勾配及杆程ヲ明示スルコト)

(二十) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期
四 坑外無極綱索軌道

- (一) 使用目的
- (二) 方式、延長及最大運搬量
- (三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差
- (四) 最小曲線半徑及最急勾配
- (五) 軌間、軌道ノ中心間隔及軌條ノ單位長ノ重量
- (六) 隧道ノ長さ、幅、高さ及軌道ノ中心ヨリ隧道ノ兩側迄ノ距離
- (七) 橋梁又ハ棧橋ノ長さ、幅及構造
- (八) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (九) 傳動裝置及綱索緊張裝置ノ構造(重錘ノ重量ヲモ記載スルコト)、主要寸法並ニ配置圖

- (十) 制動機ノ種類及構造
- (十一) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量

- (十二) 扼索器ニ連結スル最大車輛數及扼索器相互間ノ間隔
- (十三) 車輛相互間ノ連結裝置及扼索器ノ構造說明圖
- (十四) 綱索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十五) 綱索ノ最大運轉速度
- (十六) 曲線部ニ於ケル綱索誘導裝置ノ配置圖
- (十七) 信號裝置
- (十八) 交通頻繁ナル踏切ニ對スル保安設備
- (十九) 線路平面圖及線路縱斷面圖(線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停留場、隧道、雪覆、橋梁、棧橋、踏切、綱索支持裝置又ハ綱索誘導裝置ノ位置、線路ノ左右二十米以内ノ地形、道路ノ種類竝ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ杆程ヲ明示スルコト)
- (線路縱斷面圖ハ縮尺橫ハ平面圖ト同一縱ハ二百五十分ノ一以上トシ隧道、雪覆、橋梁、棧橋、踏切、綱索支持裝置又ハ綱索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ

百米毎ニ地盤ノ高サ、線路勾配及杆程ヲ明示スルコト)

(二十) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期

五 延長一キロメートル以上ノ坑外軌道(機關車ヲ運轉スル軌道及坑外無極綱索軌道ヲ

除ク)

- (一) 使用目的
- (二) 方式及延長
- (三) 起點及終點ノ位置
- (四) 最小曲線半徑及最急勾配
- (五) 軌間、單線又ハ複線ノ區別(複線ニ在リテハ軌道ノ中心間隔ヲ記載スルコト)及軌條ノ單位長ノ重量
- (六) 隧道ノ長サ、幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ隧道ノ兩側迄ノ距離
- (七) 橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造
- (八) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量
- (九) 制動機ノ種類及構造

- (十) 最大連結車輛數及車輛相互間ノ連結裝置ノ構造説明圖
 - (十一) 交通頻繁ナル踏切ニ對スル保安設備
 - (十二) 線路平面圖及線路縱斷面圖(線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停留場、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ位置、線路ノ左右二十米以內ノ地形、道路ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ杆程ヲ明示スルコト)
 - (十三) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期
- 六 人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置
- (一) 設置場所
 - (二) 専用又ハ兼用ノ別
 - (三) 方式

- (四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (五) 鼓_{ドム}洞ノ形狀主要寸法及原動機トノ接續方法
- (六) 制動機ノ種類及構造
- (七) 深度指示器ノ種類及構造
- (八) 堅坑槽ノ構造、材料、主要寸法及圖面並ニ槽滑車ノ構造、主要寸法及圖面
- (九) 堅坑ノ構造、材料、主要寸法及區劃説明圖並ニ爲_{ガイ}摺ノ種類、構造及主要寸法
- (十) 捲揚臺ノ構造、主要寸法、圖面、自重、搭乘定員及最大積載重量(礦物其他ノ物ノ運搬ニ兼用スル場合ニ於テハ捲揚臺ニ搭載スル車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量ヲ記載シ且圖面ヲ添付スルコト)
- (十一) 捲網ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十二) 捲網及捲揚臺間ノ連結裝置ノ構造、主要寸法、重量及圖面
- (十三) 捲網ノ緊張角度
- (十四) 捲網ノ制限運轉速度(礦物其他ノ物ノ運搬ニ兼用スル場合ニ於テハ其ノ最

大運轉速度ヲ記載スルコト)

- (十五) 捲揚超過ヨリ生スル危害ノ豫防裝置及捲揚裝置ニ關スル安全裝置ノ種類、構造、主要寸法及圖面
- (十六) 捲揚機及捲揚臺承ノ圖面
- (十七) 堅坑口ノ附近ニ於ケル捲揚裝置ノ部分ノ配置圖
- (十八) 信號裝置
- (十九) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期

七 原動機ヲ使用スル選鑛場

- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ元鑛ノ種類別品位及取扱數量(產出鑛山別ニ記載スルコト)
- (三) 一月間ノ精鑛ノ種類別品位及產出數量
- (四) 操作方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力、所要水量及同一ノモノ二箇以上アルトキハ其ノ箇數

- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノ二箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接續方法
- (八) 一月間ノ劇物又ハ毒物ノ種類別使用數量
- (九) 捨石、鑛滓、沈澱物、廢水其ノ他廢棄物ノ種類別成分及數量(廢水ニ在リテハ一月間ノ數量其ノモノニ在リテハ一月間ノ數量)、處理方法並ニ一月間ノ回收物ノ種類別品位及數量
- (十) 捨石、鑛滓、沈澱物其ノ他廢棄物ノ堆積場又ハ溜置場ノ位置、名稱、面積、堆積方法、扞止方法、堆積量及圖面
- (十一) 廢水處理用ノ水路、沈澱池、濾過池、濾過機其ノ他ノ機械又ハ裝置(廢棄物堆積場ノ滲透水又ハ廢棄物溜置場ノ溢水處理用ノモノヲ含ム)ノ構造、主要寸法、能力及圖面(機械及裝置ノ關係ヲ明ニセル圖面ヲ添附スルコト)
- (十二) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要裝置ノ配置圖
- (十三) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖

八 燒鑛場又ハ製鍊場

- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ元鑛ノ種類別品位及取扱數量(產出鑛山別ニ記載スルコト)
- (三) 一月間ノ製品ノ種類別品位及產出數量
- (四) 操業方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力及同一ノモノ二箇以上アルトキハ其ノ箇數
- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノ二箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接續方法
- (八) 鑛煙ノ排出量、亞硫酸瓦斯含有率(元鑛ノ硫黃及砒素ノ含有率ヲ附記スルコト)及處理方法
- (九) 煙道、煙塵室及煙突其ノ他鑛煙處理設備ノ構造、材料、主要寸法及圖面(各設

備ノ關係ヲ明ニセル圖面ヲ添附スルコト)

- (十) 一月間ノ劇物又ハ毒物ノ種類別使用數量
 - (十一) 鑛滓、廢液其ノ他廢棄物ノ種類別成分及數量(廢液ニ在リテハ一分間ノ數量其ノ他ノモノニ在リテハ一月間ノ數量)並ニ處理方法
 - (十二) 鑛滓其ノ他廢棄物ノ堆積場又ハ溜置場ノ位置、名稱、面積、堆積方法、扞止方法、堆積量及圖面並ニ廢液其ノ他廢棄物ノ處理設備ノ種類、構造、主要寸法及圖面(各設備ノ關係ヲ明ニセル圖面ヲ添附スルコト)
 - (十三) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要裝置ノ配置圖
 - (十四) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
 - (十五) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期
- 九 石油精製場又ハ天然揮發油採收場

- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ原油又ハ可燃質天然瓦斯ノ取扱數量(產出鑛山別ニ記載スルコト)
- (三) 一月間ノ製品ノ種類別產出數量

- (四) 操業方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力及同一ノモノ二箇以上アルトキハ其ノ箇數
- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノ二箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接續方法
- (八) 一月間ノ劇物又ハ毒物ノ種類別使用數量
- (九) 一月間ノ廢棄物ノ種類別成分及數量、處理方法並ニ處理設備ノ種類、構造、主要寸法及圖面(各設備ノ關係ヲ明ニセル圖面ヲ添附スルコト)
- (十) 防火及消火ノ施設
- (十一) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要裝置ノ配置圖
- (十二) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
- (十三) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期
- 十 容量五十キロリットル以上ノ石油「タンク」(石油精製場又ハ天然揮發油採取場ニ附

屬スルモノヲ除ク)

- (一) 設置場所
 - (二) 使用目的
 - (三) 容量
 - (四) 構造、材料、主要寸法及圖面
 - (五) 附近ニ於ケル建設物、道路等トノ關係圖
 - (六) 工事ノ着手及完成ノ豫定時期
- 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル事項變更ニ付認可ヲ受クヘキコトヲ豫メ命スルコトヲ得
- 第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ認可ヲ受ケタル工作物ノ工事完成シタルトキ又ハ第一項ニ掲クル事項ヲ變更若ハ廢止シタルトキハ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツヘシ
- 第五十六條 坑内通氣用主要扇風機若ハ其ノ豫備扇風機、三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル空氣壓縮機(壓力一平方センチメートルニ付三キログラム未滿ノモノヲ除ク)、坑内無極綱索軌道、捲揚裝置(人ヲ昇降セシムル豎坑捲揚裝置及油井捲揚裝置ヲ除ク)又

鑛業警察規則

二八二

ハ鑛夫住宅ヲ設ケタル場合ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ亦同シ

一 坑内通氣用主要扇風機又ハ其ノ豫備扇風機

- (一) 設置場所
 - (二) 型式、構造及主要寸法
 - (三) 廻轉數、最大ノ負壓、正壓及風量
 - (四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
 - (五) 原動機トノ接續方法
 - (六) 扇風機ノ据付圖面
 - (七) 風向轉換裝置ノ構造説明圖
 - (八) 坑道、斜坑又ハ豎坑ノ坑口ニ於ケル外氣遮斷裝置ノ構造説明圖
 - (九) 工事完成ノ年月日
- 二 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル空氣壓縮機（壓力一平方センチメートルニ付三キログラム未滿ノモノヲ除ク）

- (一) 設置場所
 - (二) 使用目的
 - (三) 型式、構造及主要寸法
 - (四) 廻轉數、壓力、壓縮階梯及容量
 - (五) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
 - (六) 原動機トノ接續方法
 - (七) 壓縮空氣槽ノ構造（安全弁ノ種類、直徑及箇數ヲモ記載スルコト）、主要寸法及圖面並ニ最大常用壓力及水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績
 - (八) 空氣壓縮機及壓縮空氣槽ノ製作所名及製作年月
 - (九) 工事完成ノ年月日
- 三 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル坑内無極綱索軌道
- (一) 使用目的
 - (二) 方式、延長及最大運搬量
 - (三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差

鑛業警察規則

二八三

- (四) 最小曲線半徑及最急勾配
- (五) 軌間、軌道ノ中心間隔及軌條ノ單位長ノ重量
- (六) 坑道ノ幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ坑道ノ兩側迄ノ距離
- (七) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (八) 傳動裝置及綱索緊張裝置ノ構造(重錘ノ重量ヲモ記載スルコト)、主要寸法並ニ

配置圖

- (九) 制動機ノ種類及構造
- (十) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量
- (十一) 扼索器ニ連結スル最大車輛數及扼索器互間ノ間隔
- (十二) 車輛相互間ノ連結裝置及扼索器ノ構造説明圖
- (十三) 綱索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十四) 綱索ノ最大運轉速度
- (十五) 曲線部ニ於ケル綱索誘導裝置ノ配置圖

(十六) 信號裝置

- (十七) 線路平面圖及線路縱斷面圖(線路平面圖ハ縮尺千分ノ一トシ分岐坑道ノ名稱及位置、綱索支持裝置又ハ綱索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ籽程ヲ明示シ且線路ノ位置ヲ示セル縮尺百分ノ一以上ノ坑道橫斷面圖ヲ添附スルコト)

(線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ百分ノ一以上トシ分岐坑道ノ名稱及位置、綱索支持裝置又ハ綱索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ線路勾配及籽程ヲ明示スルコト)

(軌道ノ傍側ニ步道又ハ回避所ヲ設ケタル場合ニ於テハ其ノ位置及構造ヲ圖示スルコト)

(十八) 工事完成ノ年月日

- 四 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル捲揚裝置(人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置及油井捲揚裝置ヲ除ク)

(一) 設置場所

鑛業警察規則

(二) 使用目的

(三) 方式及最大運搬量

(四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法

(五) 鼓胴^{ドラム}ノ形狀、主要寸法及原動機トノ接續方法

(六) 制動機ノ種類及構造

(七) 深度指示器ノ種類及構造

(八) 堅坑捲揚裝置又ハ坑外ニ於ケル捲揚裝置ノ槽ノ構造、材料、主要寸法及圖面並ニ槽滑車ノ構造、主要寸法及圖面

(九) 捲揚裝置ヲ設置セル堅坑ノ構造、材料、主要寸法及區劃說明圖並ニ爲摺^{ガイド}ノ種類、構造及主要寸法

(十) 斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル捲揚裝置ノ軌道ノ延長、最小曲線半徑、最急勾配、軌間、單線又ハ複線ノ區別(複線ニアリテハ軌道ノ中心間隔ヲ記載スルコト)及軌條ノ單位長ノ重量

(十一) 捲揚裝置ヲ設置セル斜坑ノ幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ斜坑ノ兩側迄ノ距離

(十二) 捲揚裝置ヲ設置セル坑外斜道ノ橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造

(十三) 捲揚臺、捲揚函又ハ車輛(捲揚臺ニ搭載スルモノヲ含ム)ノ構造、主要寸法、圖面、自重及最大積載重量(斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル捲揚裝置ニ在リテハ車輛ノ最大連結數ヲ記載スルコト)

(十四) 捲綱ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名

(十五) 捲綱及捲揚臺、捲揚函又ハ車輛間ノ連結裝置ノ構造、主要寸法、重量及圖面(斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル捲揚裝置ニ在リテハ車輛相互間ノ連結裝置ノ構造說明圖ヲ添付スルコト)

(十六) 捲綱ノ緊張角度

(十七) 捲綱ノ最大運轉速度

(十八) 安全裝置ノ種類、構造、主要寸法及圖面

(十九) 捲揚機及捲揚臺承ノ圖面

(二十) 坑口ノ附近又ハ坑外斜道ノ上端ニ於ケル捲揚裝置ノ部分ノ配置圖

(二十一) 信號裝置

(二十二) 捲揚裝置ヲ設置セル斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル軌道ノ線路平面圖及線路縱断面圖(線路平面圖ハ縮尺千分ノ一トシ分岐坑道ノ名稱及位置竝ニ爲摺ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ杆程ヲ明示シ且斜坑ニ在リテハ線路ノ位置ヲ示セル縮尺百分ノ一以上ノ斜坑横断面圖ヲ添附スルコト)

(線路縱断面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ百分ノ一以上トシ分岐坑道ノ名稱及位置竝ニ爲摺ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ線路勾配及杆程ヲ明示シ且斜坑ニ在リテハ軌道ノ線路縱断面圖ニハ斜坑ノ縱断面ヲ圖示スルコト)

(軌道ノ傍側ニ步道又ハ回避所ヲ設ケタル場合ニハ其ノ位置及構造ヲ圖示スルコト)

(二十三) 工事完成ノ年月日

五 鑛夫住宅

(一) 設置場所

(二) 建物ノ種類(鑛夫ヲ合宿セシムルモノト然ラサルモノトノ區別)、棟數及名稱(建物ノ番號ヲモ記載スルコト)

(三) 天井又ハ屋根裏ノ構造及天井高(二階以上ノ建物ニ在リテハ各階毎ニ之ヲ記載スルコト)

(四) 一棟ノ建築面積(二階以上ノ建物ニ在リテハ各階ノ面積ヲモ記載スルコト)

(五) 一棟ノ戸數及出入口ノ數(二階以上ノ建物ニ在リテハ階段ノ箇數及其ノ幅員ヲモ記載スルコト)

(六) 一棟ノ寢室及居間ノ數竝ニ定員

(七) 一棟ノ寢室及居間ノ總面積竝ニ採光總面積

(八) 便所ノ箇數

(九) 建物(附屬建物ヲ含ム)ノ設計概要、各階平面圖(縮尺百分ノ一以上トシ方位、各室ノ用途、採光面積等ヲ明示スルコト)、断面圖(縮尺百分ノ一以上トシ建物ノ基礎、道路、下水等ヲ明示スルコト)及立面圖

(十) 建物(附屬建物ヲ含ム)ノ配置圖(縮尺五百分ノ一以上トシ方位、地形、敷地境界線、建築線、道路排水路及附近ニ於ケル工作物ヲ明示スルコト)

(十一) 工事完成ノ年月日

第五十七條 常時百五十人以上ノ鑛夫ヲ雇傭スル鑛山ノ採掘權者ハ衛生係員ヲ選任スヘシ
鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項以外ノ鑛業權者ニ對シ衛生係員ノ選任ヲ命ス
ルコトヲ得

第五十八條 衛生係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セサル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ
指揮ヲ受ケ衛生ニ關スル事項ヲ掌ル

衛生係員ハ毎日衛生上注意ヲ要スル場所ヲ巡視シ必要アリト認ムルトキハ適當ナル處置
ヲ爲スヘシ

衛生係員ハ衛生日誌ヲ作り巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及前項ノ規定ニ依リ爲シタル
衛生上ノ處置ヲ記入スヘシ

第五十九條 衛生係員ハ三十日以内毎ニ坑内ニ於ケル炭酸瓦斯ノ停滯シ又ハ停滯スル處ア
ル場所ニ付其ノ分量ヲ測定シ其ノ結果ヲ衛生日誌ニ記入スヘシ

第六十條 坑内作業場ニ於ケル炭酸瓦斯含有率ハ千分ノ十五以下ト爲ヘスシ但シ特ニ安全
ナル方法ニ依リ危害豫防ニ關スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此
ノ限ニ在ラス

炭酸瓦斯含有率千分ノ十五ヲ超ユル場所ニハ衛生係員(衛生係員ヲ選任セルサ鑛山ニ在
リテハ坑内保安係員)ハ一定ノ警標ヲ掲クヘシ

第六十一條 衛生係員ハ三十日以内毎ニ坑内ニ於ケル氣溫ノ攝氏三十度ヲ超エ又ハ超ユル
虞アル場所ニ付氣溫ヲ測定シ其ノ結果ヲ衛生日誌ニ記入スヘシ

第六十二條 坑内作業場ニ於ケル氣溫ハ攝氏三十七度以下ト爲スヘシ但シ特別ノ事由アル
場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ危害豫防ニ關スル作業ヲ爲サシムル
場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條 著シク粉塵ヲ飛散スル坑内作業ヲ爲ス場合ニ於テハ注水其ノ他粉塵防止ノ施
設ヲ爲スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ適當ナル防塵具ヲ備ヘ鑛夫ヲシテ之ヲ使用セ
シムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ便所又ハ便器ヲ適當ナ
ル場所ニ備フヘシ

第六十五條 硫酸、硝酸、鹽酸、苛性加里、苛性曹達、青化加里、水銀、亞砒酸其ノ他之
ニ準スヘキ劇物若ハ毒物又ハ高熱物體ヲ多量ニ取扱フ場所ニ於テハ傷害又ハ中毒豫防ノ